

# 三種町地域防災計画

## 資料編

令和8年3月修正



# 資料編目次

第1編 総則	1
1-1-6-1 三種町防災会議条例	1
1-1-6-2 三種町災害対策本部条例	3
第2編 一般災害対策	4
第1章 災害予防計画	4
2-1-4-1 気象観測施設	4
2-1-5-1 指定緊急避難場所	5
2-1-5-2 指定避難所	6
2-1-7-1 共同備蓄品目と町の備蓄目標量	7
2-1-8-1 防災行政無線の概要	8
2-1-8-2 防災行政無線施設一覧表	9
2-1-8-3 三種町防災行政無線通信施設設置条例	13
2-1-8-4 三種町防災行政無線通信施設管理規則	15
2-1-8-5 秋田県総合防災情報システム	20
2-1-11-1 秋田県林野火災空中消火運営実施要領	21
2-1-14-1 地すべり災害危険箇所	23
2-1-14-2 急傾斜地崩壊危険箇所	24
2-1-14-3 土石流危険溪流	25
2-1-14-4 砂防指定地	25
2-1-14-5 山地災害危険地区	26
2-1-14-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況	35
2-1-17-1 雪崩危険箇所	40
2-1-18-1 防災重点ため池一覧	42
2-1-18-2 排水施設等一覧	43
2-1-23-1 救急告示医療機関	44
2-1-23-2 医療機関	45
2-1-28-1 臨時ヘリポート可能地	46
2-1-28-2 鉄道	47
第2章 災害応急対策計画	48
2-2-1-1 自衛隊の災害派遣・撤収要請（様式）	48
2-2-2-1 相互応援協定等	51
2-2-3-1 気象予報・警報の発表基準	111
2-2-3-2 洪水予報・水位到達情報の種類・発表基準	114
2-2-3-3 気象並びに災害予警報伝達系統図	116
2-2-3-4 サイレンの信号等	117

2-2-4-1	被害の認定基準	119
2-2-4-2	被害報告の様式	123
2-2-10-1	秋田県消防防災航空隊出動要請書	124
2-2-10-2	緊急活動速報	125
2-2-10-3	秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱	126
2-2-10-4	秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	133
2-2-10-5	秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領	136
2-2-13-1	通行の禁止又は制限についての標示	139
2-2-13-2	緊急通行車両の確認事務処理要項	140
2-2-13-3	緊急輸送道	147
2-2-32-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表	148
2-2-32-2	町の公用負担	153
第5編	災害復旧計画	154
5-1-4-1	災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	154
5-1-4-2	三種町災害弔慰金の支給等に関する条例	156
5-1-4-3	三種町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	161
5-1-4-4	三種町災害り災者に対する見舞金給付要綱	167
5-1-4-5	三種町罹災証明書等交付要綱	170
関連資料		180
関連資料-1	洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者施設	180

# 第1編 総則

## 1-1-6-1 三種町防災会議条例

平成18年3月20日 条例第16号

(平成27年6月18日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三種町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三種町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて三種町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 秋田県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 教育長
  - (5) 能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (9) その他特に必要と認め、町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、32人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任させることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職員を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成27年6月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 1 - 6 - 2 三種町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、三種町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

## 第 2 編 一般災害対策

### 第 1 章 災害予防計画

#### 2-1-4-1 気象観測施設

##### (1) 雨量観測所

###### ① 県

観測所名	観測者	位置	電話番号	観測方法
上岩川	山本地域振興局建設部	三種町上岩川字小新沢	52-6109	テレメータ
下岩川	〃	三種町下岩川	〃	〃
琴丘	〃	三種町鯉川	〃	〃
森岳	〃	三種町森岳	〃	〃

##### (2) 雨量観測点

###### ① 町

観測点名	観測者	位置
金光寺	三種町	三種町豊岡金田字金光寺
泉沢	〃	三種町鹿渡字泉沢
川代	〃	三種町鯉川字川代
谷地ノ沢	〃	三種町下岩川字谷地ノ沢
小町	〃	三種町下岩川字小町
下砂子沢	〃	三種町上岩川字下砂子沢
釜谷	〃	三種町大口字釜谷
鶉の巣	〃	三種町鶉川字東鶉の巣

##### (3) 水位観測所

###### ① 県

河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	観測者名	設置場所	電話番号
三種川	森岳	2.50m	3.00m	山本地域振興局建設部	三種町森岳字小中野	52-6109
〃	下岩川	2.30m	2.80m	〃	三種町下岩川	〃

**2-1-5-1 指定緊急避難場所**

番号	施設名	住所
1	八竜中学校	三種町鶴川字西本田 10
2	湖北小学校	三種町鶴川字上谷地 28
3	浜口小学校	三種町浜田字福沢 57
4	琴丘中学校	三種町鹿渡字盤若台 89
5	琴丘小学校	三種町鹿渡字東二本柳 23
6	旧鯉川小学校グラウンド	三種町鯉川字片平 34
7	旧上岩川小学校グラウンド	三種町上岩川字柏木岱 40
8	山本中学校	三種町森岳字関ノ台 18
9	森岳小学校	三種町森岳字東団 111
10	金岡小学校	三種町豊岡金田字茂呂沢 78-2
11	旧下岩川小学校グラウンド	三種町下岩川字長面向台 50
12	釜谷地区災害備蓄倉庫前広場	三種町大口字下の沢地内
13	ことおか中央公園スカルパ	三種町鹿渡字盤若台 75 -1 外

## 2-1-5-2 指定避難所

番号	施設名	住所
1	八竜中学校	三種町鶴川字西本田 10
2	湖北小学校	三種町鶴川字上谷地 28
3	八竜農村環境改善センター	三種町鶴川字西本田 2
4	八竜体育館	三種町鶴川字西本田 65-1
5	浜口小学校	三種町浜田字福沢 57
6	八竜健康保養施設（ゆめろん）	三種町大口字上の沢 17-4
7	琴丘中学校	三種町鹿渡字盤若台 89
8	琴丘小学校	三種町鹿渡字東二本柳 23
9	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29-3
10	琴丘総合体育館	三種町鹿渡字盤若台 75-1 外
11	高齢者保健福祉支援センター （ひまわりセンター）	三種町鹿渡字町後 263
12	山本中学校	三種町森岳字関ノ台 18
13	森岳小学校	三種町森岳字東団 111
14	金岡小学校	三種町豊岡金田字茂呂沢 78-2
15	旧下岩川小学校	三種町下岩川字長面向台 50
16	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 35
17	山本健康保養センター（ゆうぱる）	三種町森岳字木戸沢 48-4

## 2-1-7-1 共同備蓄品目と町の備蓄目標量

区分	品目	目標量
食料品等	主食（アルファ化米・パン等）	1,711 食
	主食（お粥等）	462 食
	副食	571 食
	飲料水	2,194 ℓ
	粉ミルク	448 g
	ほ乳瓶	2 本
防寒用品	毛布	488 枚
	石油ストーブ	6 台
衛生用品	トイレ	3,510 回分
	トイレットペーパー	111 巻
	紙おむつ（大人用）	88 枚
	紙おむつ（乳幼児用）	59 枚
	生理用品	220 枚
	体拭きシート	2,194 枚
発電・照明機材	自家発電機	3 台
	投光器	6 台
	コードリール	6 台
	燃料タンク	9 台
その他	タオル	488 枚
	給水タンク	49 個
	医薬品セット	3 個
	ゴミ袋	92 枚

**2-1-8-1 防災行政無線の概要**

## 防災行政無線の状況

地 域	親局	中継局	遠隔制御局	子局	戸別受信機
八 竜	1	0	2	22	1,076
琴 丘	0	1	1	42	920
山 本	0	2	1	20	1,238
三種町	1	3	4	84	3,234

<b>2-1-8-2 防災行政無線施設一覧表</b>
----------------------------

## 防災行政無線施設

## ①八竜地域 防災無線施設

区分	名称	子局設置場所	位置
固定系固定局	親局	三種町役場	三種町鶴川字岩谷子 8
固定系屋外受信設備 1	H1 大森	道路脇	三種町浜田字大森 5 5
固定系屋外受信設備 2	H2 釜谷	三種町釜谷分館	三種町大口字釜谷 1 8
固定系屋外受信設備 3	H3 釜谷浜	海水浴場駐車場	三種町大口釜谷南 地内
固定系屋外受信設備 4	H4 福沢	浜田児童館	三種町浜田字福沢 6 3
固定系屋外受信設備 5	H5 一本柳	浜口ポンプ場	三種町浜田字一本柳 1 1 0
固定系屋外受信設備 6	H6 大口	砂丘温泉ゆめろん多目的広場	三種町大口字地蔵脇 2 2 4
固定系屋外受信設備 7	H7 芦崎	J A 駐車場	三種町芦崎字芦崎 3 8 3
固定系屋外受信設備 8	H8 大谷地	道路脇	三種町芦崎字大谷泊 3 3 4
固定系屋外受信設備 9	H9 追泊	公園	三種町芦崎字追泊 6 7 地先
固定系屋外受信設備 1 0	H10 萱刈沢	萱刈沢分館	三種町鶴川字帆出山の上 11-5
固定系屋外受信設備 1 1	H11 岩谷子	三種町役場屋上	三種町鶴川字岩谷子 8
固定系屋外受信設備 1 2	H12 東浜田	八竜野球場駐車場	三種町浜田字東浜田 197-1
固定系屋外受信設備 1 3	H13 飯塚	飯塚多目的集会施設	三種町鶴川字宮の上 7 8
固定系屋外受信設備 1 4	H14 餅の沢	餅の沢会館	三種町鶴川字餅の沢 1 6 4
固定系屋外受信設備 1 5	H15 十八坂	沢目運動広場	三種町鶴川東鶴の巣 8 1
固定系屋外受信設備 1 6	H16 鶴川	湖北小学校	三種町鶴川字上谷地 2 8
固定系屋外受信設備 1 7	H17 西鶴川	鶴川公民館	三種町鶴川字西鶴川 8 5
固定系屋外受信設備 1 8	H18 富岡	富岡公民館	三種町富岡新田字家の前 5
固定系屋外受信設備 1 9	H19 東鶴川	道路脇	三種町鶴川字東鶴川 2 9 - 1 1
固定系屋外受信設備 2 0	H20 久米岡	久米岡分館	三種町川尻字赤沼川端尻 9 2
固定系屋外受信設備 2 1	H21 川尻	消防庫	三種町川尻字川尻昼根下 5 3 地先
固定系屋外受信設備 2 2	H22 安戸六	安戸六分館	三種町川尻字安戸六前谷地 7 4
固定系遠隔制御装置	遠隔制御装置	三種消防署	三種町川尻字東大堤下 2 3 - 1

## ②山本地域 防災無線施

区分	名称	子局設置場所	位置
固定系中継局	中継局	石倉山	三種町森岳字上台102 地先
固定系屋外受信設備 1	Y1 逆川	道路脇	三種町外岡字逆川107
固定系屋外受信設備 2	Y2 藤木台	消防庫脇	三種町志戸橋字藤木台48
固定系屋外受信設備 3	Y3 中嶋	道路脇	三種町外岡字中嶋135-122
固定系屋外受信設備 4	Y4 中嶋	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋130-105
固定系屋外受信設備 5	Y5 新田	新田児童館	三種町志戸橋字新田3-85
固定系屋外受信設備 6	Y6 割道	割道児童館	三種町志戸橋字割道32-2
固定系屋外受信設備 7	Y7 志戸橋	消防庫脇	三種町志戸橋字久根添70
固定系屋外受信設備 8	Y8 外岡南	道路脇	三種町外岡字外岡南150
固定系屋外受信設備 9	Y9 羽立	道路脇	三種町外岡字羽立51
固定系屋外受信設備 10	Y10 根岸	根岸集会所	三種町豊岡金田字根岸64-23
固定系屋外受信設備 11	Y11 金光寺	旧金岡保育園	三種町豊岡金田字茂呂沢78
固定系屋外受信設備 12	Y12 金光寺	金岡警察官駐在所	三種町豊岡金田字金光寺4-19
固定系屋外受信設備 13	Y13 豊岡	消防庫脇	三種町豊岡金田字豊岡93
固定系屋外受信設備 14	Y14 飛塚	飛塚中沢地区会館	三種町森岳字西飛塚93
固定系屋外受信設備 15	Y15 町尻	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻35
固定系屋外受信設備 16	Y16 岩瀬	大町児童館	三種町森岳字岩瀬120-3
固定系屋外受信設備 17	Y17 小中野	近藤宅敷地内	三種町森岳字東園60
固定系屋外受信設備 18	Y18 西園	墓地	三種町森岳字西園53-4
固定系屋外受信設備 19	Y19 街道西	弘法町児童館	三種町森岳字街道西14-4
固定系屋外受信設備 20	Y20 和田	高橋宅敷地内	三種町豊岡金田字和田197
固定系屋外受信設備 21	Y21 泉八日	消防庫脇	三種町森岳字泉八日131
固定系屋外受信設備 22	Y22 槻田	槻田児童館	三種町森岳字槻田28
固定系屋外受信設備 23	Y23 昼寝	道路脇	三種町森岳字昼寝27
固定系屋外受信設備 24	Y24 二ツ森	二ツ森児童館	三種町森岳字二ツ森46
固定系屋外受信設備 25	Y25 寒城野	道路脇	三種町森岳字枝沢台205
固定系屋外受信設備 26	Y26 東堤沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢72-44
固定系屋外受信設備 27	Y27 木戸沢	消防庫脇	三種町森岳字木戸沢115-79
固定系屋外受信設備 28	Y28 木戸沢	ケアセンターほほえみ	三種町森岳字木戸沢115-16
固定系屋外受信設備 29	Y29 木戸沢	グループホーム湯の里	三種町森岳字木戸沢199-70
固定系屋外受信設備 30	Y30 木戸沢	道路脇	三種町森岳字上台104-20
固定系屋外受信設備 31	Y31 山口	三浦宅敷地内	三種町森岳字山口58
固定系屋外受信設備 32	Y32 牛沢	道路脇	三種町森岳字牛沢15
固定系屋外受信設備 33	Y33 増沢	増沢生活改善センター	三種町下岩川字増沢15
固定系屋外受信設備 34	Y34 向達子	向達子生活改善センター	三種町下岩川字向達子37-2

## 【資料編】

区分	名称	子局設置場所	位置
固定系屋外受信設備 3 5	Y35 達子	達子生活改善センター	三種町下岩川字達子 1 7 0
固定系屋外受信設備 3 6	Y36 谷地ノ沢	道路脇	三種町下岩川字谷地ノ沢 3 5
固定系屋外受信設備 3 7	Y37 不動田	旧下岩川保育園跡地	三種町下岩川字長面谷地 4 1
固定系屋外受信設備 3 8	Y38 長面	長面地区活性化施設	三種町下岩川字鳥越 6 - 1
固定系屋外受信設備 3 9	Y39 外ノ沢	消防庫脇	三種町下岩川字外ノ沢 8 6
固定系屋外受信設備 4 0	Y40 宮ノ目	宮ノ目児童館	三種町下岩川字宮ノ目 3 5 - 1
固定系屋外受信設備 4 1	Y41 中野	中野公民館	三種町下岩川字中野 77-4
固定系屋外受信設備 4 2	Y42 小町	小町生活改善センター	三種町下岩川字小町 1 5
固定系遠隔制御装置	遠隔制御装置	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 3 5

## ③琴丘地域 防災無線施

区分	名称	子局設置場所	位置
簡易中継局	簡易中継局	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 40
固定系屋外受信設備 1	K1 牡丹	牡丹児童館	三種町鹿渡字牡丹 1 7
固定系屋外受信設備 2	K2 泉沢	泉沢児童館	三種町鹿渡字泉沢家ノ前 8 1 - 1
固定系屋外受信設備 3	K3 新屋敷	道路脇	三種町鹿渡字昼寝道上 1 1 8 - 6
固定系屋外受信設備 4	K4 高屋敷	高屋敷 コミュニティセンター	三種町鹿渡字高屋敷家ノ前 9 5 - 1
固定系屋外受信設備 5	K5 深浜	深浜地区集会場	三種町鹿渡字深馬内川端 6 - 3
固定系屋外受信設備 6	K6 東二本柳	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29-3
固定系屋外受信設備 7	K7 鹿中	鹿中児童館	三種町鹿渡字腰巡 5 8 - 2
固定系屋外受信設備 8	K8 盤若台	スカルパ野球場	三種町鹿渡字盤若台 7 5
固定系屋外受信設備 9	K9 東小瀬川	旧琴丘公民館跡地	三種町鹿渡字東小瀬川 5 1
固定系屋外受信設備 1 0	K10 山谷	サンバリオ	三種町鹿渡字高石野 1 2 6 - 1
固定系屋外受信設備 1 1	K11 浜鯉川	鯉川地区 コミュニティセンター	三種町鯉川字鯉川 1 - 6
固定系屋外受信設備 1 2	K12 鯉川	旧鯉川保育園	三種町鯉川字内鯉川 101-1
固定系屋外受信設備 1 3	K13 三倉鼻	三倉鼻農村広場	三種町天瀬川字三倉鼻 9 0 - 1 地先
再送信子局・固定系屋外 受信設備 1 4	K14 川代	沢部農村公園	三種町鯉川字向工 5-1
固定系屋外受信設備 1 5	K15 西増浦	増浦児童館	三種町上岩川字西増浦 1 8 2 - 1
固定系屋外受信設備 1 6	K16 上砂子沢	消防庫脇	三種町上岩川字上砂子沢 9 2 地先
固定系屋外受信設備 1 7	K17 上岩川	旧上岩川生活改善センタ ー跡地	三種町上岩川字落合 1 6 0 - 1
固定系屋外受信設備 1 8	K18 勝平	消防庫	三種町上岩川字勝平 6 2 地先
固定系屋外受信設備 1 9	K19 羽立	上岩川羽立地区 多目的研修集会施設	三種町上岩川字才ノ神 1 8 - 5
固定系屋外受信設備 2 0	K20 小新沢	小新沢会館	三種町上岩川字小新沢 4 9 地先
固定系遠隔制御装置	遠隔制御装置	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 29-3

**2 - 1 - 8 - 3 三種町防災行政無線通信施設設置条例**

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 三種町の営農、行政、気象災害情報等の伝達を円滑にし、地域住民の生活に資するため、三種町防災行政無線通信施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(無線の業務)

第 2 条 無線施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急通報及び連絡
- (2) 町の行政連絡及び営農情報の伝達
- (3) 気象情報及び防災に関する情報の伝達
- (4) その他町長が必要と認めた広報及び連絡

(業務の区域)

第 3 条 無線施設の業務を行う区域は、三種町全域とする。

(無線施設の設備)

第 4 条 無線施設の業務を行うため、次の設備を設置し、その内容は規則で定める。

- (1) 固定系親局
- (2) 固定系中継局
- (3) 固定系遠隔制御設備
- (4) 固定系屋外子局
- (5) 固定系戸別受信設備
- (6) 気象観測設備
- (7) 移動系基地局
- (8) 移動系中継局
- (9) 移動系陸上移動局
- (10) 電話応答設備

(管理運用)

第 5 条 町長は、無線施設を管理運営する。

2 町長は、無線施設管理運営のため、無線施設管理者（以下「管理者」という。）及び無線施設取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

3 管理者及び取扱責任者は、職員の中から指定する。

(無線施設の整備点検)

第 6 条 取扱責任者は、正常な運営を確保するため町長が別に定めるところにより、無線施設の整備点検を行わなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 14 日条例第 24 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 2-1-8-4 三種町防災行政無線通信施設管理規則

平成 18 年 3 月 20 日

規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三種町防災行政無線通信施設設置条例（平成 18 年三種町条例第 18 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定系親局 子局等に対して通報を送信する無線設備及び設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 固定系中継局 親局から子局への通報を中継する無線設備をいう。
- (3) 固定系遠隔制御設備 親局の装置を遠隔制御により操作して通報を行う設備をいう。
- (4) 固定系屋外子局 親局からの通報を受信する無線設備及び通報を屋外に拡声放送するものの総体をいう。
- (5) 固定系戸別受信設備 親局からの通報を戸別に受信する無線設備をいう。
- (6) 気象観測設備 気象状況を観測してその情報を親局に送信する施設をいう。
- (7) 移動系基地局 移動局との相互通信を行う無線局設備及び設備の操作を行うものの総体をいう。
- (8) 移動系中継局 基地局と移動局との相互通信の中継を行う無線設備の総体をいう。
- (9) 移動系陸上移動局 基地局との相互通信を行う無線設備の総体をいう。
- (10) 電話応答設備 親局から通報された音声を自動録音し、電話着信時に通報内容を自動応答により出力する設備をいう。

(施設の管理運営等)

第 3 条 無線局の管理及び運営は、町民生活課長（以下「管理者」という。）が総括する。

2 管理者は、無線従事者を施設の運営に当たらせるとともに、その使用の適正を期さなくてはならない。

3 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、三種町災害対策本部を設置した場合の無線局の管理及び運営は、三種町災害対策本部長が総括する。

(無線従事者)

第 4 条 無線局に次に掲げる無線従事者を置く。

- (1) 通信管理員 無線従事者のうち無線局に配置されるもので、施設を管理するものをいう。
- (2) 通信担当員 親局・基地局及び移動局に配置されるもので、通信管理員の指導監督を受けて、それら各局の通信を担当するものをいう。

(通信の要領)

第 5 条 無線局の通信は、簡潔明りように行わなければならない。

(秘密の保持)

第6条 防災行政無線の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(通信の種類)

第7条 通信の種類は、次に掲げるとおりとし、各通信の内容は、別表第1のとおりとする。

- (1) 定時通信 一般行政情報、時報等定時に行う通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害発生等緊急に行う通信をいう。
- (3) 業務通信 業務上の必要性により、基地局と移動局及び移動局間で行う通信をいう。

(定時通信)

第8条 親局における一般行政情報及び時報の伝達は、次の区分に従い定時に行うものとする。

- (1) 一般行政情報 毎日 午前6時50分、午後6時30分
- (2) 時報 毎日 午前6時、午前11時30分、午後5時

2 一般行政情報は、各課長等(他の公共機関及び公共的団体の長を含む。以下同じ。)が放送前日までに放送依頼書を管理者に提出し、管理者は、これを整理して放送を行うものとする。この場合、重要な事項については、あらかじめ町長と協議を行わなければならない。

(緊急通信)

第9条 緊急通信を必要とするときは、各課長等が放送依頼書を管理者に提出しなければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないと認められる場合は、口頭又は電話等によることができるものとする。

(緊急時の措置)

第10条 管理者は、非常災害又は緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、定時通信等の使用を制限し、又は必要な措置をとることができるものとする。

2 管理者は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、制限開始時刻及び制限解除時刻等必要な事項を通信管理員及び通信担当員に指示しなければならない。

(緊急時の通信体制)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信管理員及び通信担当員に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

(業務日誌)

第12条 通信管理員及び通信担当員は、通信を行ったときは、無線業務日誌に記録し、翌月の5日までに管理者に提出しなければならない。

(整備点検)

第13条 管理者は、定期的に無線施設の整備点検を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

(費用負担)

第14条 防災行政無線通信施設の費用負担は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の琴丘町防災行政無線通信施設管理規則(平成11年琴丘町規則第12号)、山本町防災行政無線施設の管理及び運営に関する規則(平成元年山本町規則第1号)又は八竜町情報連絡施設管理規則(平成13年八竜町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年4月1日規則第9号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月14日規則第17号)

この規則は公布の日から施行する。

## 別表第1（第7条関係）

## 施設の通信内容

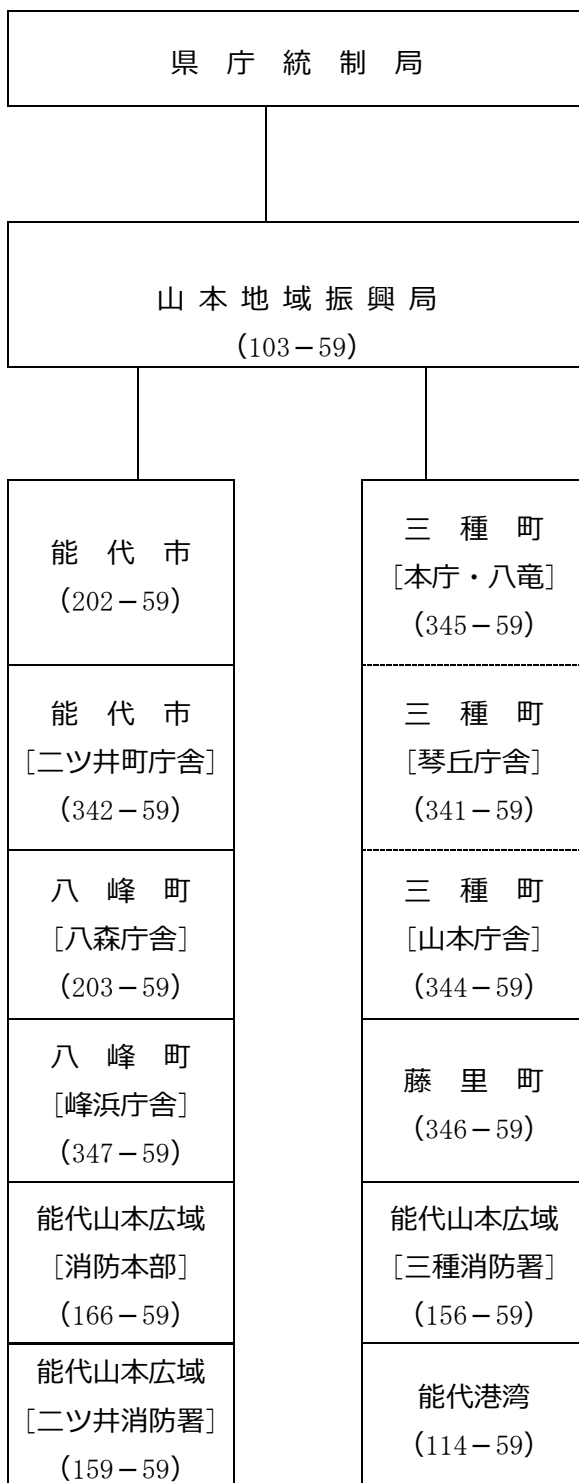
定 時 通 信	<p>(1) 一般行政情報  ア 納税期日、納税相談、諸行事などの行政事務のお知らせ  イ 選挙の投票日時、棄権防止のPRなどのお知らせ  ウ 献血、検診、予防接種、健康相談などのお知らせ  エ 交通安全、防犯、火災予防などのお知らせ  オ 道路工事、上下水道工事及び水道断水などのお知らせ  カ 各種運動週（旬）間のお知らせ  キ その他行政全般に関するお知らせ</p> <p>(2) 時報チャイムの報知</p> <p>(3) 各種団体に関する広報  ア 他の公共機関又は公共的団体等に関するお知らせ  イ 社会教育団体等、町が運営費を助成している団体のお知らせ</p>
緊 急 通 信	<p>(1) 台風、竜巻、大雨、洪水等に関する通報  ア 被害地、被害状況の通報  イ 避難状況、避難先の通報  ウ 避難時の注意事項の通報  エ 避難の勧告の通報  オ 気象情報の通報  カ 被害地の情報収集、報道</p> <p>(2) 地震、津波等に関する通報  ア 地震発生時の通報、注意勧告  イ 被害状況の通報  ウ 避難状況、避難先の通報  エ 避難時の注意事項の通報  オ 避難の勧告の通報  カ 津波情報の通報  キ 被害地の情報収集、報道</p> <p>(3) 火災に関する通報  ア 発生場所、発生時間の通報  イ 被害状況の通報  ウ 避難状況、避難先の通報  エ 避難時の注意事項の通報  オ 避難の勧告の通報  カ 被害地の情報収集、報道  キ 鎮火</p> <p>(4) 気象情報に関する通報  注意報、警報（強風、風雨、波浪、大雨、洪水、濃霧、大雪、異常乾燥等）の通報</p> <p>(5) その他  管理者が特に必要と認めた通報</p>
通 信 でき ない も の	<p>(1) 商業広告等の営利的なもの  (2) 特定の政党又は宗教に関するもの  (3) 私的なもの  (4) 会議（集会等の再呼出）  (5) テレビ、ラジオの再放送</p>

別表第2（第14条関係）

## 費用負担区分

	費用負担者			備考
	町	個人	消防	
放送機（親局・屋外子局・遠隔・移動・中継）	○			保守点検委託
放送機電気代（親局・屋外子局）	○			
遠隔制御電気代（消防）			○	
電波利用料	○			
消防遠隔制御電話代（専用回線）	○			
戸別受信機（アンテナ含む。）	○			使用者過失なし
戸別受信機（アンテナ含む。）		○		使用者過失あり
戸別受信機電気代		○		
戸別受信機乾電池（年1回）		○		
免許更新費用（固定系・移動系）	○			
電話応答設備電話代（専用回線）	○			
電話応答設備電話代（通話料）		○		

2-1-8-5 秋田県総合防災情報システム



**2-1-11-1 秋田県林野火災空中消火運営実施要領**

平成 29 年 2 月 3 日

秋田県総務部総合防災課

(趣旨)

第 1 この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」(平成 15 年 10 月 29 日付け消防発第 206 号消防庁防災課長)並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火(以下「空中消火」という。)作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

第 2 空中消火は、県、応援を行う道県(以下「応援道県」という。)、自衛隊、及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地(以下「基地」という。)の選定にあたっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

(空中消火の実施)

第 3 空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対し、地上防御能力(広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む)が不足、または不足と判断される場合
- (3) 人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合(災害派遣要請手続)

第 4 応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続は、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況(障害物、気象の状況等)並びに目標物
- (2) 災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名
- (3) 空中消火用資機材(以下「資機材」という。)の整備状況
- (4) その他空中消火を実施するにあたり参考となる事項

(連絡通報)

第 5 空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表 1 によるものとする。

(実施体制の確立)

第 6 市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防ぎよ活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表 2 のとおりである。

2 県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

- (1) 応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整えておく。

なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表3のとおりである。

(2) 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。

(3) 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県が行い、又その指揮にあたるが市町村においても作業要員を確保する。

(基地)

第7 基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

(安全の確保)

第8 基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

(1) 防塵用眼鏡、マスクを着用する。

(2) ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。

(3) 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員（消防防災航空隊員、自衛隊員又はパイロット）に連絡し、その指示に従う。

(4) ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

(資機材及び薬剤の整備)

第9 県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

(その他)

第10 使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、及び市町村が協議して決めるものとする。

附 則 この要領は、昭和54年11月21日から施行する。

附 則 この要領は、平成9年7月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年1月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年2月3日から施行する。

## 2-1-14-1 地すべり災害危険箇所

番号	町村名	地区名	面積 (ha)	地域内保全対象		摘要
				人家	道路	
1	三種町	大曲	20.65	84戸(その他55棟)	2080㎡	
2	三種町	芦崎	5.53	15戸(その他32棟)	295㎡	
3	三種町	滝ノ上	106.8		県道	
4	三種町	大日下	30.50		県道	

## 2-1-14-2 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	町村	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積	備考
1	三種町	川尻	安戸六		S54.12.27	1035	2.10	
2	三種町	浜田	中台		S58.12.17	881	0.40	
3	三種町	大口	地藏脇		S58.12.17	881	2.26	
4	三種町	大口	砂間沢		S58.12.17	881	0.37	
5	三種町 男鹿市	芦崎 野石	大谷地		S58.12.17	881	0.26	男鹿市 含む
6	三種町	芦崎	大谷地		S59.6.26	387	4.51	
7	三種町	芦崎	追泊		S62.3.31	213	1.25	
8	三種町	鵜川	内田		H11.5.21			
9	三種町	鵜川	大曲					
10	三種町	芦崎	入口					
11	三種町	芦崎	芦崎					
12	三種町	鵜川	館の上					
13	三種町	鹿渡	新屋敷	5	S62.10.30	640	0.16	
14	三種町	上岩 川	塚ノ岱	16	S53.12.28	959	1.69	
15	三種町	上岩 川	勝平	5	H3.3.26	218	0.20	
16	三種町	上岩 川	新屋敷	5	S57.4.3	294	8.38	
17	三種町	上岩 川	小新沢	15			1.20	
18	三種町	鹿渡	山谷	7	S62.3.31	213	0.55	
19	三種町	天瀬 川	三倉鼻	12	H6.3.25	195	1.98	
20	三種町	豊岡 金田	和田	7				
21	三種町	下岩 川	増沢	6	S53.3.30	254	0.60	
22	三種町	下岩 川	谷地ノ沢 山根	4	H1.3.28	183	1.24	

## 2-1-14-3 土石流危険渓流

番号	河川名	渓流名	渓流所在地			流域面積 (km <sup>2</sup> )	保全対象 人家戸数
			郡・市	町・村	字		
1	小又川	入通沢1	山本郡	三種町	入通		5
2	三種川	小新沢	山本郡	三種町	小新沢		7
3	三種川	羽立沢1	山本郡	三種町	羽立		6
4	三種川	羽立沢2	山本郡	三種町	羽立		7
5	三種川	勝平沢2	山本郡	三種町	勝平		12
6	三種川	勝平沢3	山本郡	三種町	勝平		13
7	三種川	新屋敷	山本郡	三種町	新屋敷		5
8	三種川	塚ノ岱沢	山本郡	三種町	塚ノ岱		13
9	三種川	塚ノ岱沢2	山本郡	三種町	塚ノ岱		6
10	三種川	塚ノ岱沢3	山本郡	三種町	塚ノ岱		4
11	鹿渡川	猿田沢	山本郡	三種町	猿田		5
12	鯉川川	市野沢1	山本郡	三種町	市野		5
13	鯉川川	市野沢2	山本郡	三種町	市野		5
14	鯉川川	市野沢3	山本郡	三種町	市野		6
15	小又川	ノガ沢	山本郡	三種町	鍼淵		9
16	三種川	宮ノ目沢1	山本郡	三種町	宮ノ目	0.06	11
17	三種川	宮ノ目沢2	山本郡	三種町	宮ノ目	0.02	5
18	三種川	外ノ沢	山本郡	三種町	外ノ沢	0.03	7
19	三種川	牛沢	山本郡	三種町	牛沢	0.10	5

## 2-1-14-4 砂防指定地

番号	河川名	渓流名	所在地			指定面積 (ha)	備考
			郡・市	町・村	大字		
1	三種川	谷地の沢川	山本郡	三種町	下岩川	5.90	
2	三種川	金光寺川	山本郡	三種町	豊岡金田	8.10	
3	三種川	添畑川	山本郡	三種町	下岩川	7.00	
4	三種川	蛭沢川及び 支川	山本郡	三種町	下岩川	4.10	
5	三種川	添畑沢川	山本郡	三種町	下岩川	16.93	

## 2-1-14-5 山地災害危険地区

## (1) 山腹崩壊危険地区

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	三種町	鹿渡	諏訪長根	2			林道	
2	三種町	上岩川	西臈淵	3			林道	
3	三種町	鯉川	堂の下	2			林道	
4	三種町	上岩川	柏木岱	1	1		県道	
5	三種町	上岩川	杉沢	1			県道	
6	三種町	上岩川	才ノ神	4	6		県道	
7	三種町	上岩川	杉沢	1			林道	
8	三種町	上岩川	塚ノ岱	1	5	2	県道	
9	三種町	上岩川	西増浦	3	1		林道	
10	三種町	上岩川	下入通	8	3		林道	
11	三種町	上岩川	入通	1			林道	
12	三種町	上岩川	松木沢	1			林道	
13	三種町	上岩川	西又沢	3	1		町道	
14	三種町	上岩川	西又沢	3			町道	
15	三種町	上岩川	西又沢	4	3		町道	
16	三種町	上岩川	西又沢	1	2		町道	
17	三種町	上岩川	茨島	2			林道	
18	三種町	上岩川	茨島	1			林道	
19	三種町	上岩川	南川原仮戸	3			林道	
20	三種町	鯉川	別当沢	1			町道	
21	三種町	鯉川	大槻原	2	5		町道	
22	三種町	鯉川	太平	2			林道	
23	三種町	鯉川	川岱	3	6		町道	
24	三種町	天瀬川	熊ノ沢	2			林道	
25	三種町	天瀬川	三倉鼻	2	2		国道	
26	三種町	上岩川	大沢	4			県道	
27	三種町	上岩川	小新沢	2	2		林道	
28	三種町	上岩川	杉沢	1			林道	
29	三種町	鹿渡	大羽根川	1			林道	
30	三種町	鹿渡	大羽根川	1		1	林道	
31	三種町	上岩川	百川	2			林道	
32	三種町	上岩川	杉沢	1			町道	

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
33	三種町	上岩川	西又沢	3			農道	
34	三種町	上岩川	西又沢	3			農道	
35	三種町	上岩川	西又沢	2			農道	
36	三種町	上岩川	松木沢入通	1	12		県道	
37	三種町	鹿渡	山谷沢見	5		1	農道	
38	三種町	鹿渡	下台	3			林道	
39	三種町	鹿渡	羽根川	4	8		町道	
40	三種町	鹿渡	猿田中淵	9			県道	
41	三種町	鹿渡	猿田ヶ沢	1	17		県道	
42	三種町	鹿渡	狐森	6			林道	
43	三種町	上岩川	百川	3			林道	
44	三種町	上岩川	百川	10			林道	
45	三種町	上岩川	羽立	3			県道	
46	三種町	上岩川	神馬沢	5	3		林道	
47	三種町	上岩川	増浦	4	7		町道	
48	三種町	上岩川	西又沢	3			林道	
49	三種町	上岩川	西又沢	2	7		町道	
50	三種町	上岩川	茨島	1	4		町道	
51	三種町	上岩川	西又沢	2			林道	
52	三種町	上岩川	茨島	1			林道	
53	三種町	上岩川	茨島	1			林道	
54	三種町	鯉川	大長根下	2			町道	
55	三種町	上岩川	入通	3			林道	
56	三種町	天瀬川	熊の沢	1			林道	
57	三種町	天瀬川	熊の沢	1			林道	
58	三種町	天瀬川	熊の沢	3			林道	
59	三種町	天瀬川	種沢家下	3	3		林道	
60	三種町	上岩川	入通	2			林道	
61	三種町	上岩川	松木沢	3			林道	
62	三種町	上岩川	松木沢	3			町道	
63	三種町	豊岡	新田砂子沢	2			林道	
64	三種町	森岳	木戸沢	2	2		県道	
65	三種町	下岩川	卯ノ沢	2			林道	
66	三種町	下岩川	卯ノ沢	3			林道	
67	三種町	下岩川	鶴木ノ沢	2			林道	

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
68	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	2			林道	
69	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	1			林道	
70	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	3			林道	
71	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	2			林道	

## (2) 山岳崩壊危険地

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
72	三種町	下岩川	谷地の沢山根	3	5		林道	
73	三種町	下岩川	添畑	3			林道	
74	三種町	下岩川	添畑	2			林道	
75	三種町	下岩川	蛭沢	1	8		町道	
76	三種町	下岩川	赤川	3			林道	
77	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	2			林道	
78	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	2			林道	
79	三種町	下岩川	添畑	3			町道	
80	三種町	下岩川	添畑	3			町道	
81	三種町	下岩川	清吉根小屋沢	1		1	町道	
82	三種町	下岩川	清吉根小屋沢	2		1	町道	
83	三種町	下岩川	増沢上川原	3			町道	
84	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	3			林道	
85	三種町	森岳	大日下	2			町道	

## (3) 崩壊土砂流出危険地

番号	位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	三種町	鹿渡	大羽根川	0.90			農道	
2	三種町	鯉川	堂ノ下	0.54			農道	
3	三種町	上岩川	大沢	0.36			町道	
4	三種町	上岩川	大沢	0.24			町道	
5	三種町	上岩川	百川	0.24			林道	
6	三種町	上岩川	百川	0.18			林道	
7	三種町	上岩川	百川	0.27			林道	
8	三種町	上岩川	百川	0.26			林道	
9	三種町	上岩川	百川	0.13			林道	
10	三種町	上岩川	百川	0.27			林道	
11	三種町	上岩川	百川	0.22			林道	
12	三種町	上岩川	滝ノ沢	0.08			林道	
13	三種町	上岩川	滝ノ沢	0.37			林道	
14	三種町	上岩川	塚ノ岱	0.67	2	1	県道	
15	三種町	上岩川	勝平	0.63	3		県道	
16	三種町	上岩川	西又岱	2.31			町道	
17	三種町	上岩川	砂子沢	1.05			林道	
18	三種町	上岩川	西又沢	0.09			林道	
19	三種町	上岩川	西又沢	0.23			林道	
20	三種町	上岩川	西又沢	0.69			林道	
21	三種町	上岩川	西又沢	0.18			林道	
22	三種町	上岩川	西又沢	0.24			林道	
23	三種町	上岩川	茨島	0.18			林道	
24	三種町	上岩川	茨島	0.24			林道	
25	三種町	上岩川	茨島	0.14	1		林道	
26	三種町	上岩川	茨島	0.18			林道	
27	三種町	上岩川	北川原仮戸	0.45			林道	
28	三種町	上岩川	北川原仮戸	0.72			林道	
29	三種町	上岩川	南川原仮戸	0.30			林道	
30	三種町	上岩川	黒森	0.27			林道	
31	三種町	上岩川	西増浦	0.18			林道	
32	三種町	上岩川	松木沢	0.78			林道	
33	三種町	上岩川	大長根下	0.27			町道	
34	三種町	上岩川	ママノ下	0.13			林道	

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
35	三種町	上岩川	入通	0.63	4		林道	
36	三種町	上岩川	入通	0.20			林道	
37	三種町	上岩川	入通	0.09			林道	
38	三種町	上岩川	松木沢	0.14			林道	
39	三種町	上岩川	谷地田	0.27	3		農道	
40	三種町	上岩川	黒森	0.24			林道	
41	三種町	上岩川	黒森	0.54			林道	
42	三種町	上岩川	滝ノ沢	0.13			農道	
43	三種町	上岩川	小砂子沢	0.45			林道	
44	三種町	上岩川	西又沢	0.90	1		林道	
45	三種町	上岩川	西又沢	0.88			農道	
46	三種町	上岩川	杉沢	0.15			町道	
47	三種町	鹿渡	大羽根川	0.12			林道	
48	三種町	鹿渡	大羽根川	0.36			林道	
49	三種町	上岩川	上砂子沢	0.84			町道	
50	三種町	上岩川	上砂子沢	3.00			町道	
51	三種町	鹿渡	大羽根川	1.26		1	林道	
52	三種町	上岩川	百川	0.45			農道	
53	三種町	上岩川	百川	0.12			林道	
54	三種町	上岩川	百川	0.09			林道	
55	三種町	上岩川	百川	0.60			林道	
56	三種町	上岩川	百川	0.09			林道	
57	三種町	上岩川	百川	0.09			農道	
58	三種町	上岩川	百川	0.60			農道	
59	三種町	上岩川	高田	0.84			林道	
60	三種町	上岩川	羽立	0.30			町道	
61	三種町	上岩川	杉の沢	0.60			町道	
62	三種町	上岩川	杉の沢	0.27			町道	
63	三種町	上岩川	杉の沢	0.24			農道	
64	三種町	上岩川	杉の沢	0.27			林道	
65	三種町	上岩川	杉の沢	0.48			町道	
66	三種町	上岩川	杉の沢	0.90			町道	
67	三種町	上岩川	杉の沢	1.05	3		町道	
68	三種町	上岩川	滝の沢	2.16			町道	
69	三種町	上岩川	滝の沢	0.90			町道	

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
70	三種町	上岩川	北川原仮戸	0.18			林道	
71	三種町	上岩川	黒森	1.26			林道	
72	三種町	上岩川	黒森	0.36			林道	
73	三種町	上岩川	茨島	0.45	10		町道	
74	三種町	上岩川	茨島	1.44			林道	
75	三種町	上岩川	茨島	0.90			農道	
76	三種町	上岩川	茨島	0.09			町道	
77	三種町	上岩川	西又沢	0.27			農道	
78	三種町	上岩川	西又沢	0.30			町道	
79	三種町	上岩川	西又沢	0.54	6		町道	
80	三種町	上岩川	西又沢	0.45	7		町道	
81	三種町	上岩川	二本杉	0.96	5		町道	
82	三種町	上岩川	小砂子沢	1.26	10		町道	
83	三種町	上岩川	増浦	0.60	10		県道	
84	三種町	上岩川	増浦	0.63	10		県道	
85	三種町	上岩川	松木沢	0.90			農道	
86	三種町	上岩川	入通	1.08			農道	
87	三種町	上岩川	入通	0.18			県道	
88	三種町	上岩川	入通	0.60			県道	
89	三種町	上岩川	西増浦	0.75			林道	
90	三種町	天瀬川	市野五輪坂	1.26	10		町道	
91	三種町	天瀬川	市野大西沢	0.45			町道	
92	三種町	天瀬川	市野寺沢	0.36	6		町道	
93	三種町	鯉川	片平	0.60		2	町道	
94	三種町	鹿渡	山谷沢見	0.84		1	農道	
95	三種町	鹿渡	猿田ヶ沢	0.45	21		町道	
96	三種町	鹿渡	下台	0.54			林道	
97	三種町	鹿渡	猿田ヶ沢	0.54			林道	
98	三種町	上岩川	神馬沢	0.84			林道	
99	三種町	鯉川	金山	0.45			林道	
100	三種町	鯉川	堂ノ下	0.15			農道	
101	三種町	上岩川	百川	0.63			林道	
102	三種町	上岩川	勝平	1.26	2		県道	
103	三種町	上岩川	西又岱	0.90	5		県道	
104	三種町	上岩川	西又沢	0.54			林道	

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
105	三種町	上岩川	入通	0.36			林道	
106	三種町	上岩川	松木沢	0.75			林道	
107	三種町	上岩川	入通	0.30			林道	
108	三種町	鯉川	小野台	0.36	4	1	町道	
109	三種町	鯉川	道理沢	0.45			町道	
110	三種町	鯉川	道理沢	0.36			町道	
111	三種町	鯉川	大長根下	0.45			町道	
112	三種町	鯉川	小谷沢	0.54	5		町道	
113	三種町	鯉川	長坂	0.45			町道	
114	三種町	鯉川	太平	0.36			町道	
115	三種町	天瀬川	若林	0.36			林道	
116	三種町	天瀬川	熊の沢	0.36			林道	
117	三種町	上岩川	入通	0.45			林道	
118	三種町	上岩川	松木沢	0.54			林道	
119	三種町	下岩川	増沢上川原	0.96			農道	
120	三種町	志戸橋	内熊沢	0.52			林道	
121	三種町	森岳	関ノ台	0.49			林道	
122	三種町	森岳	金山	0.28	13		町道	
123	三種町	森岳	金山	0.64			林道	
124	三種町	下岩川	卯ノ沢	2.41			林道	
125	三種町	下岩川	卯ノ沢	0.90			林道	
126	三種町	下岩川	卯ノ沢	2.70			農道	
127	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	2.17			農道	
128	三種町	下岩川	卯ノ沢	0.22			林道	
129	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.36			林道	
130	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.91			林道	
131	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.12			林道	
132	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.78			林道	
133	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.18			林道	
134	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.54			林道	
135	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.79			林道	
136	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	1.81			農道	
137	三種町	下岩川	谷地の沢	0.23	5		林道	
138	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.18			林道	
139	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.03			林道	

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
140	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	1.05			林道	
141	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.45			林道	
142	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.21			林道	
143	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.36			林道	
144	三種町	下岩川	添畑	0.24			林道	
145	三種町	下岩川	添畑	0.36			林道	
146	三種町	下岩川	添畑	1.33			林道	
147	三種町	下岩川	鳥越	0.06			林道	
148	三種町	下岩川	鳥越	0.31			林道	
149	三種町	下岩川	鳥越	0.13			林道	
150	三種町	下岩川	大鳥越	0.45			林道	
151	三種町	下岩川	大鳥越	0.21			林道	
152	三種町	下岩川	大鳥越	0.30			林道	
153	三種町	森岳	木戸沢	1.51			林道	
154	三種町	森岳	木戸沢	0.40	1		町道	
155	三種町	下岩川	蛭沢	0.78			町道	
156	三種町	下岩川	金山	0.59			林道	
157	三種町	下岩川	外ノ沢	0.09			林道	
158	三種町	下岩川	大鳥越	0.30	5		町道	
159	三種町	下岩川	宮ノ目	0.42			町道	
160	三種町	下岩川	宮ノ目	0.36			町道	
161	三種町	下岩川	小町	0.76			林道	
162	三種町	下岩川	谷地ノ沢	0.09	2		林道	
163	三種町	志戸橋	内熊沢	0.60			農道	
164	三種町	下岩川	谷地の沢山根	0.45	8		林道	
165	三種町	下岩川	卯ノ沢	1.68	2		林道	
166	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.30			農道	
167	三種町	下岩川	谷地の沢	0.90	10		町道	
168	三種町	下岩川	田ノ沢	0.84			町道	
169	三種町	下岩川	田ノ沢	0.63			町道	
170	三種町	下岩川	真木沢	0.84		1	町道	
171	三種町	下岩川	添畑	1.32		1	町道	
172	三種町	志戸橋	新林	0.54			農道	
173	三種町	下岩川	増沢上川原	0.54			町道	
174	三種町	豊岡金田	砂子沢	1.08			林道	

番号	位 置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
	市町村	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
175	三種町	下岩川	鶺木ノ沢	0.36			林道	
176	三種町	下岩川	谷地の沢	0.65	5		町道	
177	三種町	下岩川	添畑	2.34			林道	
178	三種町	森岳	上台	1.80			林道	
179	三種町	森岳	大日下	0.36			町道	
180	三種町	下岩川	蛭沢	0.54			町道	
181	三種町	下岩川	外ノ沢	0.90			林道	
182	三種町	下岩川	外ノ沢	0.54	10		町道	
183	三種町	下岩川	添畑	0.30			町道	
184	三種町	下岩川	下添畑	0.45			林道	
185	三種町	下岩川	赤川	0.90			林道	
186	三種町	下岩川	赤川	2.70			林道	

## 2-1-14-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

土砂災害（特別）警戒区域指定数（令和3年6月）

区分	地区名	箇所数
土砂災害（特別）警戒区域	八竜地区	20
	山本地区	38
	琴丘地区	40

八竜地区

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	災害種類
1526	I-326	安戸六	山本郡三種町川尻字安戸六前谷地	H26.9.30	急傾斜地
1530	I-1168	館の上1号	山本郡三種町鶴川字館の上	H26.9.30	急傾斜地
1533	II-360	館の上	山本郡三種町鶴川字館の上	H26.9.30	急傾斜地
1614	II-361	館の上2号	山本郡三種町鶴川字館の上	H26.9.30	急傾斜地
1525	I-325	内田	山本郡三種町鶴川字内田	H26.9.30	急傾斜地
1532	II-359	内田1号	山本郡三種町鶴川字内田	H26.9.30	急傾斜地
1524	I-324	大曲	山本郡三種町鶴川字大曲	H26.9.30	急傾斜地
6556	74	大曲	秋田県山本郡三種町鶴川字大曲、宮比台、東本田及び西本田	H30.11.13	地滑り
1531	II-358	砂崎	山本郡三種町浜田字砂崎	H26.9.30	急傾斜地
1610	I-322	中台	山本郡三種町浜田字中台	H26.9.30	急傾斜地
1527	I-327	地藏脇	山本郡三種町大口字地藏脇	H26.9.30	急傾斜地
1534	II-362	西山根	山本郡三種町大口字西山根	H26.9.30	急傾斜地
1611	I-330	芦崎	山本郡三種町芦崎字芦崎	H26.9.30	急傾斜地
1535	II-363	砂間沢1号	山本郡三種町芦崎字砂間沢	H26.9.30	急傾斜地
1612	I-331	砂間沢	山本郡三種町芦崎字砂間沢	H26.9.30	急傾斜地
1528	I-333-1・2	大谷地1号	山本郡三種町芦崎字大谷地	H26.9.30	急傾斜地
1613	I-334	大谷地	山本郡三種町芦崎字大谷地	H26.9.30	急傾斜地
1536	II-364	追泊1号	山本郡三種町芦崎字追泊	H26.9.30	急傾斜地
1529	I-336	追泊	山本郡三種町芦崎字追泊	H26.9.30	急傾斜地

## 山本地区

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	災害種類
1415	I-1167	下岩川	三種町下岩川	H26.3.28	急傾斜地
1429	II-357	宮ノ目	三種町下岩川字宮ノ目	H26.3.28	急傾斜地
1432	I-397	宮ノ目沢3	三種町下岩川字宮ノ目	H26.3.28	土石流
1433	I-398	宮ノ目沢2	三種町下岩川字宮ノ目	H26.3.28	土石流
1434	I-399-1・2	宮ノ目沢1	三種町下岩川字宮ノ目	H26.3.28	土石流
1431	I-396	外ノ沢	三種町下岩川字外ノ沢	H26.3.28	土石流
1437	II-243	外ノ沢2	三種町下岩川字外ノ沢	H26.3.28	土石流
1427	II-353	不動田	三種町下岩川字不動田	H26.3.28	急傾斜地
1424	II-350	鶴木ノ沢	三種町下岩川字鶴木ノ沢	H26.3.28	急傾斜地
1409	I-321	谷地の沢	三種町下岩川字谷地の沢	H26.3.28	急傾斜地
1412	I-1161	谷地の沢1号	三種町下岩川字谷地の沢	H26.3.28	急傾斜地
1435	II-241	谷地の沢1	三種町下岩川字谷地の沢	H26.3.28	土石流
1436	II-242	谷地の沢2	三種町下岩川字谷地の沢	H26.3.28	土石流
1425	II-351	達子1号	三種町下岩川字達子	H26.3.28	急傾斜地
1426	II-352	達子2号	三種町下岩川字達子	H26.3.28	急傾斜地
1428	II-356	蛭沢	三種町下岩川字蛭沢	H26.3.28	急傾斜地
1408	I-320	増沢	三種町下岩川字増沢	H26.3.28	急傾斜地
2755	I-1164	木戸沢1号	山本郡三種町森岳字木戸沢	H28.3.29	急傾斜地
2758	I-人7	木戸沢	山本郡三種町森岳字木戸沢	H28.3.29	急傾斜地
2756	I-1165	上台1号	山本郡三種町森岳字木戸沢	H28.3.29	急傾斜地
2757	I-1166	上台2号	山本郡三種町森岳字上台	H28.3.29	急傾斜地
2759	II-354	上台	山本郡三種町森岳字木戸沢	H28.3.29	急傾斜地
2760	II-355	森岳	山本郡三種町森岳字木戸沢	H28.3.29	急傾斜地
2767	I-395	上台沢	山本郡三種町森岳字上台	H28.3.29	土石流
1411	I-1160	関ノ台	三種町森岳字関ノ台	H26.3.28	急傾斜地
1423	II-349	長田	三種町森岳字長田	H26.3.28	急傾斜地
1414	I-1163	牛沢	三種町森岳字牛沢	H26.3.28	急傾斜地

## 【資料編】

整理 番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示 年月日	災害種類
1430	I-394	牛沢	三種町森岳字牛沢	H26.3.28	土石流
1413	I-1162- 1・2	山口	三種町森岳字山口	H26.3.28	急傾斜地
1422	II-348	飛塚	三種町森岳字飛塚	H26.3.28	急傾斜地
1418	II-344	田倉館1号	三種町豊岡金田字田倉館	H26.3.28	急傾斜地
1419	II-345	豊岡	三種町豊岡金田字豊岡	H26.3.28	急傾斜地
1420	II-346	田倉館2号	三種町豊岡金田字田倉館	H26.3.28	急傾斜地
1410	I-1159	金光寺1号	三種町豊岡金田字金光寺	H26.3.28	急傾斜地
1417	II-343	金光寺2号	三種町豊岡金田字金光寺	H26.3.28	急傾斜地
1416	II-342	外岡南	三種町外岡字外岡南	H26.3.28	急傾斜地
1407	I-318-1・ 2	和田	三種町豊岡金田字和田	H26.3.28	急傾斜地
1421	II-347	和田1号	三種町豊岡金田字和田	H26.3.28	急傾斜地

## 琴丘地区

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	災害種類
6555	72	滝ノ上	秋田県山本郡三種町上岩川字滝ノ上	H30.11.13	地滑り
7748	N24-1	茨島 1	秋田県山本郡三種町上岩川字茨島	R2.3.24	地滑り
7749	N24-2	茨島 2	秋田県山本郡三種町上岩川字茨島	R2.3.24	地滑り
5994	I -362	天瀬川	秋田県山本郡三種町天瀬川字三倉鼻	H30.6.29	急傾斜地
6001	I -0348	市野沢 1	秋田県山本郡三種町天瀬川字市野五輪坂及び市野十八坂	H30.6.29	土石流
6002	I -0349	市野沢 2	秋田県山本郡三種町天瀬川字市野五輪坂及び市野十八坂	H30.6.29	土石流
6003	I -0350	市野沢 4	秋田県山本郡三種町天瀬川字市野五輪坂及び市野十八坂	H30.6.29	土石流
6004	I -0351	市野沢 3	秋田県山本郡三種町天瀬川字市野五輪坂及び市野十八坂	H30.6.29	土石流
6000	II -273	川岱	秋田県山本郡三種町鯉川字川岱	H30.6.29	急傾斜地
5999	II -272	小谷沢	秋田県山本郡三種町鯉川字家ノ前	H30.6.29	急傾斜地
1882	I - 361 - 1・2	山谷	山本郡三種町鹿渡字山谷	H27.7.17	急傾斜地
1866	II - 265	猿田 1 号	山本郡三種町鹿渡字猿田ヒケノ沢	H27.7.17	急傾斜地
1867	II - 266	猿田 2 号	山本郡三種町鹿渡字猿田ヒケノ沢	H27.7.17	急傾斜地
1868	II - 267	猿田 3 号	山本郡三種町鹿渡字猿田ヒケノ沢	H27.7.17	急傾斜地
1876	I -0347	猿田沢	山本郡三種町鹿渡字猿田ヒケノ沢	H27.7.17	土石流
1879	I -356	新屋敷 1 号	山本郡三種町鹿渡字赤坂	H27.7.17	急傾斜地
6301	II -0215	入通沢 2	秋田県山本郡三種町上岩川字入通及び下入通並びに松木沢	H30.6.29	土石流
5998	II -271	増浦	秋田県山本郡三種町上岩川字増浦	H30.6.29	急傾斜地
5995	II -268	神馬沢 1 号	秋田県山本郡三種町上岩川字神馬沢	H30.6.29	急傾斜地
5996	II -269	神馬沢 2 号	秋田県山本郡三種町上岩川字神馬沢	H30.6.29	急傾斜地
5997	II -270	神馬沢 3 号	秋田県山本郡三種町上岩川字神馬沢	H30.6.29	急傾斜地
6007	II -0216	神馬沢	秋田県山本郡三種町上岩川字神馬沢	H30.6.29	土石流
6005	II -0213	上砂子沢 2	秋田県山本郡三種町上岩川字上砂子沢	H30.6.29	土石流
6006	II -0214	上砂子沢 1	秋田県山本郡三種町上岩川字上砂子沢	H30.6.29	土石流
1864	II - 263	二本杉	山本郡三種町上岩川字二本杉	H27.7.17	急傾斜地
1860	I - 357	塚の岱	山本郡三種町上岩川字塚ノ岱	H27.7.17	急傾斜地
1877	II - 0211	小又口沢	山本郡三種町上岩川字小又口	H27.7.17	土石流

## 【資料編】

整理 番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示 年月日	災害種類
1869	I - 0340	塚の岱沢 3	山本郡三種町上岩川字塚ノ岱	H27.7.17	土石流
1870	I - 0341	塚の岱沢 2	山本郡三種町上岩川字塚ノ岱	H27.7.17	土石流
1871	I - 0342	塚の岱沢 1	山本郡三種町上岩川字塚ノ岱	H27.7.17	土石流
1880	I - 358 - 1・2	勝平	山本郡三種町上岩川字勝平	H27.7.17	急傾斜地
1872	I - 0343	勝平沢川	山本郡三種町上岩川字勝平	H27.7.17	土石流
1873	I - 0344	勝平沢 1	山本郡三種町上岩川字勝平	H27.7.17	土石流
1878	II - 0212	勝平沢 2	山本郡三種町上岩川字勝平	H27.7.17	土石流
1862	II - 261	新屋敷 2 号	山本郡三種町上岩川字新屋敷	H27.7.17	急傾斜地
1863	II - 262	新屋敷 3 号	山本郡三種町上岩川字新屋敷	H27.7.17	急傾斜地
1881	I - 359	新屋敷	山本郡三種町上岩川字新屋敷	H27.7.17	急傾斜地
1874	I - 0345	羽立沢	山本郡三種町上岩川字羽立	H27.7.17	土石流
1861	I - 360	小新沢	山本郡三種町上岩川字小新沢	H27.7.17	急傾斜地
1865	II - 264	小新沢 1 号	山本郡三種町上岩川字小新沢	H27.7.17	急傾斜地
1875	I - 0346	小新沢	山本郡三種町上岩川字小新沢	H27.7.17	土石流

## 2-1-17-1 雪崩危険箇所

雪崩危険箇所（I）

秋田県建設部 河川砂防課

箇所番号	箇所名	位置	人家戸数	備考
298	山口	三種町森岳字山口	5	山本
299	谷地ノ沢2号	三種町下岩川字谷地ノ沢山根	6	山本
300	地蔵脇	三種町大口字地蔵脇	24	八竜
302	大曲	三種町鶴川字大曲	27	八竜
303	内田	三種町鶴川字内田	3	八竜
304	入口岱	三種町芦崎字入口岱	5	八竜
305	芦崎	三種町芦崎字芦崎	7	八竜
306	砂間沢	三種町芦崎字砂間沢	5	八竜
307	大谷地1号	三種町芦崎字大谷地	3	八竜
309	追泊	三種町芦崎字追泊	17	八竜
321	塚の岱1号	三種町上岩川字塚ノ岱	4	琴丘
322	二本杉1号	三種町上岩川字二本杉	5	琴丘
323	小新沢2号	三種町上岩川字小新沢	15	琴丘
324	三倉鼻	三種町天瀬川字三倉鼻	19	琴丘
325	市野五輪沢	三種町天瀬川字市野五輪坂	9	琴丘
1353	新屋敷1号	三種町上岩川字新屋敷	7	琴丘
1354	小新沢1号	三種町上岩川字小新沢	3	琴丘
1355	勝平1号	三種町上岩川字勝平	5	琴丘
1872	谷地ノ沢1号	三種町下岩川字谷地ノ沢	4	山本
1873	牛沢1号	三種町森岳字牛沢	6	山本
1874	木戸沢1号	三種町森岳字木戸沢	14	山本
1875	木戸沢2号	三種町森岳字木戸沢	9	山本
1876	蛭沢尻	三種町下岩川字蛭沢尻	1	山本
1877	館の上	三種町鶴川字館の上	2	八竜
1878	西山根	三種町大口字西山根	4	八竜
計	25箇所			

## 雪崩危険箇所（Ⅱ）

箇所番号	箇所名	位置	人家戸数	備考
349	塚の岱2号	三種町上岩川字塚ノ岱	3	琴丘
350	新屋敷2号	三種町上岩川字新屋敷	1	琴丘
351	勝平2号	三種町上岩川字勝平	4	琴丘
352	二本杉2号	三種町上岩川字二本杉	3	琴丘
353	小新沢3号	三種町上岩川字小新沢	3	琴丘
354	猿田ひけの沢1号	三種町鹿渡字鹿渡ヒケノ沢	4	琴丘
355	猿田ひけの沢2号	三種町鹿渡字鹿渡ヒケノ沢	3	琴丘
356	猿田ひけの沢3号	三種町鹿渡字鹿渡ヒケノ沢	1	琴丘
357	神馬沢	三種町上岩川字神馬沢	2	琴丘
358	増浦1号	三種町上岩川字増浦	1	琴丘
359	増浦2号	三種町上岩川字増浦	1	琴丘
360	下入通	三種町上岩川字下入通	3	琴丘
361	松木沢	三種町上岩川字松木沢	2	琴丘
362	家の前	三種町鯉川字家ノ前	2	琴丘
363	川岱	三種町鯉川字川岱	2	琴丘
416	長田	三種町森岳字長田	1	山本
417	達子1号	三種町下岩川字達子	1	山本
418	達子2号	三種町下岩川字達子	2	山本
419	女達子	三種町下岩川字女達子	2	山本
420	牛沢2号	三種町森岳字牛沢	3	山本
421	増沢	三種町下岩川字増沢	2	山本
422	木戸沢3号	三種町森岳字木戸沢	1	山本
423	蛭沢	三種町下岩川字蛭沢	2	山本
424	宮の目	三種町下岩川字宮ノ目	2	山本
425	中村	三種町浜田字中台	4	八竜
426	入口	三種町芦崎字入口	3	八竜
427	大谷地2号	三種町芦崎字大谷地	1	八竜
計	27箇所			

## 2-1-18-1 防災重点ため池一覧

No.	名称	堤高 (m)	堤延長 (m)	総貯水量	所在地
1	五輪坂	3.7	109.6	2,000	天瀬川字五輪坂 126
2	向工堤	4.8	28.8	6,900	鯉川字向工 6-3
3	カクジ堤	3.6	62.1	3,100	志戸橋字久根添 113
4	下堤	2.4	41.0	2,200	志戸橋字久根添 54
5	新堤	1.8	76.0	4,800	志戸橋字山道 9-3
6	上台(1)	4.3	70.0	16,500	森岳字上台 2
7	羽根川ダム	18.0	139.0	850,000	鹿渡字大羽根川 8
8	牡丹堤	4.5	240.0	80,000	鹿渡字中ノ沢 37-1
9	牡丹上堤	1.7	67.0	9,000	鹿渡字中ノ沢 96
10	長信田堤	4.0	214.0	26,000	鹿渡字長信田家後 46-1
11	サメ堤	2.1	180.0	21,000	鹿渡字狐野 131
12	ヒダケ堤	4.2	138.0	80,000	鹿渡字檜山横長根 101
13	レンコン堤	4.0	153.0	75,000	鹿渡字新屋敷横手 180
14	ワタ堤	3.0	147.0	18,000	鹿渡字檜山長根 108
15	新田上堤	3.3	45.0	9,000	鹿渡字枝沢 28
16	新田北堤	2.7	40.0	3,000	鹿渡字枝沢 31
17	新田堤	2.0	62.0	3,000	鹿渡字枝沢 60
18	鬼沢下堤	4.9	57.0	40,000	鹿渡字鬼沢口 69
19	上谷地	4.5	40.0	18,000	鯉川字竹ノ下 108
20	種沢大堤	5.0	102.0	31,900	天瀬川字種沢家ノ下 121
21	種沢新堤	5.0	40.0	9,700	天瀬川字熊ノ沢 66
22	二本杉	3.0	25.0	13,000	上岩川字二本杉 121
23	泉沢村堤	11.4	133.0	144,000	鹿渡字務沢頭 31
24	泉沢奥堤	8.0	67.0	47,900	鹿渡字務沢頭 15-2
25	ジョモリ堤	6.6	70.0	62,000	鹿渡字下台 50
26	堤沢上堤	5.3	60.0	48,000	鹿渡字務沢頭 2
27	堤沢下堤	4.5	50.0	3,000	鹿渡字務沢頭 1
28	鬼沢上堤	4.8	55.0	33,000	鹿渡字鬼沢 91
29	山谷沢見 3	9.1	97.0	24,000	鹿渡字山谷山谷沢見 11
30	山谷沢見 2	4.1	72.0	8,000	鹿渡字山谷沢見 12-1
31	金畑堤	2.8	40.0	12,000	鯉川字金畑 54
32	小金畑堤	5.8	78.0	19,000	鯉川字小金畑 1
33	中村上堤	2.7	35.0	1,150	鹿渡字下台 55
34	友助堤	3.5	63.0	3,000	鹿渡字狐野 165
35	上田堤(1)	2.5	240.0	26,000	志戸橋字上田 45
36	上田堤(2)	1.5	139.0	20,000	志戸橋字上田 44
37	開墾堤	7.0	260.0	70,000	志戸橋字塞ノ神 12
38	新堤	4.1	165.0	30,000	志度橋字塞ノ神 61
39	外の沢	12.5	76.0	618,000	下岩川字根小屋沢 17-1
40	本田(2)	5.0	105.0	65,000	森岳字東堤沢 89
41	本田(3)	3.5	57.0	50,000	森岳字東堤沢 86
42	本田(1)	3.0	70.0	35,000	森岳字街道東 140
43	惣三郎沼	5.6	477.0	106,700	森岳字東堤沢 104
44	角助沼	4.0	228.0	290,000	森岳字小中野 28-1
45	二階堤	2.0	104.0	9,800	森岳字二階堤頭 12
46	黒沢	5.0	65.0	70,000	下岩川字黒沢 30
47	赤川	5.7	180.0	54,000	下岩川字赤川 2
48	囲(2)	5.9	56.0	15,000	森岳字石倉沢 3
49	囲(3)	3.2	93.0	14,000	森岳字石倉沢 2
50	真木沢	4.5	45.0	3,550	下岩川字真木沢 35
51	お堂堤 1	5.0	70.0	14,000	下岩川字蟹子沢 50
52	観音様堤 1	6.0	26.0	800	下岩川字刈初沢 66
53	観音様堤 2	4.0	29.0	4,800	下岩川字刈初沢 71
54	餅の沢堤	2.3	97.0	32,000	鶴川字十八坂 30
55	寒堤	9.2	101.0	120,000	鶴川字中渡 27
56	菅の沢	15.8	119.0	320,000	能代市

## 2-1-18-2 排水施設等一覧

## 三種町土地改良区

施設名	施設区分
北部干拓第 8 排水機場	排水機場
北部干拓第 9 排水機場	排水機場
北部地先第 9 承水路水門	樋門
北部干拓第 8 工区 排水路	排水路
北部干拓第 8 工区 承水路	調整池
北部干拓第 9 工区 排水路	排水路
北部干拓第 9 工区 承水路	調整池
赤沼排水機場	排水機場

## 琴丘土地改良区

施設名	施設区分
地先承水路	開水路
地先幹線排水路	開水路
第 1 排水機場	用排水機場
第 2 排水機場	用排水機場
第 3 排水機場	用排水機場
第 4 排水機場	用排水機場
第 5 排水機場	用排水機場
第 6 排水機場	用排水機場
第 7 排水機場	用排水機場

## 2-1-23-1 救急告示医療機関

施設名	所在地	電話番号	一般病棟	救急病棟	告示年月日
能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	52-3111	392	30	元.10.6
能代山本医師会病院	能代市檜山字新田沢 105-11	58-3311	162	8	元.10.6
地域医療機能推進機構秋田病院	能代市緑町 5-22	52-3271	167	4	5.6.30

## 2-1-23-2 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
鹿渡内科医院	三種町鹿渡字東小瀬川 42-8	87-3030	内科・循環器科・小児科
クリニック蒼きもり	〃 浜田字東浜田 137-1	74-5885	外科・内科
琴丘歯科医院	〃 鹿渡字西小瀬川 171	87-3945	歯科
佐藤医院	〃 森岳字町尻 13	83-2326	内科・消化器科・小児科
佐藤歯科医院	〃 鹿渡字片カリ橋 62	87-2453	歯科・矯正歯科・ 小児歯科・歯科口腔外科
嶋田歯科医院	〃 森岳字小狭間 139-1	83-3318	歯科・矯正歯科・ 小児歯科・歯科口腔外科
ドラゴンクリニック	〃 浜田字上浜田 1	85-4666	内科・外科・小児科 リハビリテーション科
長信田の森心療クリニック	〃 鹿渡字西小瀬川 71	72-4133	精神科・心療内科
八竜歯科医院	〃 鵜川字西家の下 4-3	85-3117	歯科・小児歯科
森岳温泉病院	〃 森岳字木戸沢 199	83-5111	内科・循環器科・眼科 リハビリテーション科・ 歯科
柳谷内科クリニック	〃 浜田字上浜田 248-1	85-2117	内科・呼吸器科・ 循環器科

<b>2-1-28-1 臨時ヘリポート可能地</b>
----------------------------

## 救難用ヘリポート可能場所

番号	可能場所	名 称	施設規模	広 さ(m <sup>2</sup> ) [幅×長さ]	消防署からの所要時間	指定区分
1	鶴川字西本田 10	八竜中学校グラウンド	大 型	25,200 [210m×120m]	5 分	
2	鶴川字上谷地 28	湖北小学校グラウンド	〃	[ m× m]	2 分	
3	浜田字福沢 57	浜口小学校グラウンド	〃	[ m× m]	6 分	
4	鹿渡字東小瀬川 51	琴丘町民グラウンド	〃	22,000 [110m×200m]	5 分	
5	鹿渡字東二本柳 23	鹿渡小学校グラウンド	〃	6,600 [60m×110m]	4 分	
6	鹿渡字盤若台 89	琴丘中学校グラウンド	〃	13,800 [115m×120m]	6 分	
7	鯉川字片平 24	旧鯉川小学校グラウンド	〃	6,000 [ 60m×100m]	1 1 分	
8	上岩川字柏木岱 40	旧上岩川小学校グラウンド	〃	10,000 [100m×100m]	2 5 分	
9	鹿渡字盤若台 75-1	琴丘中央公園スカパ <sup>o</sup> 多目的広場	〃	30,000 [150m×200m]	6 分	
1 0	鹿渡字大羽根川 66-42	はねがわ湖水館駐車場		1,200 [ 30m× 40m]	1 5 分	
1 1	上岩川字滝ノ上 31	ぼうじゅ館駐車場		1,200 [ 30m× 40m]	3 5 分	
1 2	森岳字関の台 18	山本中学校グラウンド	大 型	25,000 [100m×250m]	1 2 分	
1 3	豊岡金田字野呂沢 78-2	金岡小学校グラウンド	〃	20,000 [100m×200m]	1 1 分	
1 4	森岳字東囲 151	森岳小学校グラウンド		9,000 [ 90m×100m]	1 0 分	
1 5	下岩川字長面向台 50	旧下岩川小学校グラウンド	大 型	10,000 [100m×100m]	1 5 分	
1 6	森岳字東堤沢	惣三郎沼公園多目的グラウンド		5,000 [ 50m×100m]	1 1 分	
1 7	森岳字小中野 80	山本野球場		8,100 [ 90m× 90m]	8 分	

**2-1-28-2 鉄道**

地域	会社名	路線名	駅名	備考
八竜	—	—	—	東能代駅 58-3111
琴丘	東日本旅客鉄道(株)	奥羽本線	鹿渡駅、鯉川駅	
山本	〃	〃	森岳駅、北金岡駅	

## 第 2 章 災害応急対策計画

### 2-2-1-1 自衛隊の災害派遣・撤収要請（様式）

(1) 災害派遣要請文書の様式

ア 市町村長から知事への派遣要請

様式—1

		文書番号	
		令和	年 月 日
(あて先) 秋田県知事		市町村長	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。			
1 災害の状況及び派遣要請の理由			
(1) 災害の種類			
(2) 災害発生の日時		令和	年 月 日 時 分
(3) 場所			
(4) 派遣要請の事由			
2 要請の日時		令和	年 月 日 時 分
3 派遣を希望とする期間			
令和		年 月 日 時	分から、救出活動に必要とする時間
4 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣希望区域			
(2) 活動内容			
5 その他の参考事項（判明している事項で良い）			
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及び状況			
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況			
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法			
・ 連絡責任者		機関名	職・氏名 電話／FAX番号
・ 現地对策本部		機関名	職・氏名 電話／FAX番号
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）			
(注) 養成の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。			

イ 知事から指定部隊長に対する要請

様式-2

	文書番号 令和 年 月 日
様	知 事
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を依頼します。	
1 災害の状況及び派遣要請の理由	
(1) 災害の種類	
(2) 災害発生の日時      令和 年 月 日 時 分	
(3) 場所	
(4) 派遣要請の事由	
2 要請の日時      令和 年 月 日 時 分	
3 派遣を希望とする期間 令和 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣希望区域	
(2) 活動内容	
5 その他の参考事項（判明している事項で良い）	
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及び状況	
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況	
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法	
(ア)連絡責任者      機関名      職・氏名      電話／FAX番号	
(イ)現地対策本部      機関名      職・氏名      電話／FAX番号	
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）	
(注) 養成の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。	

(2) 撤収要請文書の様式

ア 市町村長から知事への撤収要請

様式 - 3

	文書番号
	令和 年 月 日
(あて先) 秋田県知事	
	市町村長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について (依頼)	
秋田県山本郡三種町の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月	
日 時 分	をもって撤収するようお願いします。

イ 知事から指定部隊長に対する撤収要請

様式 - 4

	文書番号
	令和 年 月 日
(あて先) 秋田県知事	
	市町村長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について (依頼)	
秋田県 郡 町	の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月
日 時 分	をもって撤収するよう、要請くださるようお願いします。

## 2-2-2-1 相互応援協定等

	名称	相手方	締結日
1	大規模災害に関する消防及び自衛隊の相互応援協力	秋田県、自衛隊	S46. 1. 16
2	秋田県広域消防相互応援協定	県内市町村	H6. 12. 1
3	災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第 21 普通科連隊長との協定	秋田県、自衛隊	H8. 2. 7
4	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県、県内市町村	H11. 4. 1
5	災害時における相互援助に関する協定	能代市、藤里町、八峰町、能代山本広域市町村圏組合	H18. 8. 29
6	災害医療救護活動に関する協定	(社) 能代市山本郡医師会	H19. 12. 25
7	災害時における応急対策業務に関する基本協定	三種町建設業教会	H20. 1. 30
8	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	三種町商工会	H20. 1. 30
9	三種町防災行政無線施設の運用に関する協定	能代山本広域市町村圏組合	H20. 9. 1
10	災害復旧時の協力に関する協定	東日本電信電話(株)秋田支店	H21. 10. 1
11	大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定	能代山本水道管工事業協同組合	H22. 10. 7
12	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	H23. 6. 9
13	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	秋田県、県内市町村	H24. 1. 20
14	災害時における石油燃料の供給に関する協定	秋田県石油商業組合能代山本支部	H24. 1. 25
15	災害時の協力に関する協定	東北電力(株)能代営業所	H24. 8. 31
16	三種町における災害協定に関する協定	(株)北都銀行	H25. 5. 29
17	三種町における災害協力に関する協定	(株)秋田銀行	H25. 5. 29
18	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	ヤマト運輸(株)秋田主管支店	H25. 7. 31
19	三種町と能代郵便局及び三種町内郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定	能代郵便局及び三種町内郵便局	H25. 12. 19

## 【資料編】

	名称	相手方	締結日
20	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県 LP ガス協会	H27. 3. 26
21	災害時における救援物資の供給に関する協定	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	H27. 9. 1
22	防災・災害情報の提供に関する協定書	(株)秋田ケーブルテレビ	H29. 1. 24
23	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	能代山本生コンクリート協同組合	H30. 11. 26
24	三種町と一般社団法人秋田県解体工事業協会との災害時における応援協力に関する協定書	一般社団法人 秋田県解体工事業協会	R1. 10. 3
25	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R4. 3. 4

## 2-2-2-1-1 大規模災害に関する消防及び自衛隊の相互応援協力

秋田県知事（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第 21 普通科連隊長（以下「連隊長」という。）との間に災害派遣に関し、その業務の円滑を期するため、この協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知）

第 1 条 知事は、自衛隊が行う災害派遣の目的を平素から一般に周知し、災害派遣要請が適切に行われるよう配慮するものとする。

（防災関係資料調査に関する協力）

第 2 条 連隊長は、知事等が行う防災訓練には知事の要請により、部隊業務に支障のない限り部隊等を参加させこれらを支援するものとする。

2 連隊長は、市町村その他が行う防災訓練についても要請があるときは、県と調整の上前項に準じて可能な範囲で支援するものとする。

（災害発生予想時の連絡）

第 3 条 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とする災害の発生が予想される時は、速やかに連隊長に現状と事後の見通し等について情報を提供するものとする。

2 連隊長は、前項の情報に基づき必要であると認めるときは、県庁に連絡員を派遣し、情報の円滑な収集を図るものとする。

3 知事は、前項による連絡員の業務が円滑に行われるよう便宜を供与するものとする。

（偵察者の派遣）

第 4 条 災害の発生が予想され、又は発生し、連隊長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じて県職員を当該偵察者に同行させ現地関係者との連絡調整にあたらせるものとする。

（現地責任者の指定）

第 5 条 知事及び連隊長は、災害派遣に関し、現地における県及び部隊の連絡責任者をそれぞれ指定し、相互の円滑な連絡を保つものとする。

（合同連絡所の設置）

第 6 条 知事は、災害の様相、規模等により必要がある時は、現地に関係機関から合同連絡所を設置し、災害応急業務の円滑を期するものとする。

（現地の受入態勢）

第 7 条 知事は、派遣部隊が現地到着後迅速、効率的な業務の遂行を図るため予め現地関係をして、次の措置を講ずるものとする。

- 1 派遣部隊誘導のための要員を主要地に配置すること。
- 2 実施作業の手順を定め派遣部隊到着後直ちに調整に入れる体制を整えること。
- 3 通信連絡手段の準備及び作業に必要な資機材を整備すること。

- 4 必要に応じ災害地の区域、災害程度を示した地図または略図を準備すること。
- 5 派遣部隊の宿営に伴って必要な施設（光熱、給水通信、衛生等）の整備すること。  
（資材の使用及び補償等）

第8条 災害派遣のため使用する資材等は、知事又は現地関係者が準備するものとする。

- 2 前項に備えて知事又は現地関係者は所要地区ごとの資機材等の集積を計画しておくものとする。
- 3 災害派遣に伴って自衛隊が使用した資機材については「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第1号」（35・2・16 改正）によすほか、その都度協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第9条 自衛隊の災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その負担区分を定め難いものについては、その都度協議の上決定するものとする。

- 1 県、又は派遣先現地機関が負担すべきもの
  - (1) 施設の借上料及び損料、光熱料、電話料、水道料、衛生費
  - (2) 災害復旧、救援、防疫、医療、給水等に必要な資材、消耗品
- 2 自衛隊が負担すべきもの
  - (1) 部隊等の宿営、給与、装備、機材及び被服等の整備損耗更新
  - (2) 災害地の往復輸送に伴う経費
  - (3) 人員、物資輸送支援のための車両用燃料等

附 則

締 結 昭和46年1月16日

改 正 昭和50年4月1日

” 昭和55年1月7日

秋 田 県 知 事

陸上自衛隊第21普通科連隊長

## 2-2-2-1-2 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）発生し又は発生の恐れのある場合に有効に対処することを目的とする。

(災害の種別及び規模)

第2条 この協定において、大規模災害等とは次のとおりとし、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模災害

地震、津波、風水害、林野火災、大規模火災等

(2) 特殊災害

石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等

(3) その他

上記以外で応援を必要とする災害事故等

(代表消防機関及び代行消防機関の設置)

第3条 県及び各機関の連絡調整及び情報交換を行う消防機関として、代表消防機関を置く。

また、代表消防機関に事故ある場合は、代表消防機関の機能を代行するため代行消防機関を置く。

(1) 代表消防機関

秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。

(2) 代行消防機関

秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

(応援隊等の登録)

第4条 各市町村は、応援要請に備え応援出動が可能な消防隊・救助隊及び救急隊並びに資機材をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援の要請方法)

第5条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生のおそれがある市町村等（以下「要請側」という。）の長、又は消防長から他の市町村等の長、又は消防庁に対し要請するものとする。

2 要請側の長、又は消防庁は、応援隊を要請する時、又は要請した時は、代表消防機関の消防長を経由して、応援の要請を受ける市町村等(以下「応援側」という。)の長、又は消防長に要請内容を通知するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援側の長、又は消防長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長、又は消防長は、応援隊を派遣する時は、代表消防機関の消防長を経由し、要請側の長、又は消防長に対し、その旨を通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、要請側の市町村等の長が行うものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要する費用の負担については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 要請側が負担する費用

- ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費
- イ 応援隊が、応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- ウ 科学消火薬剤等資機材費

(2) 応援側が負担する費用

- ア 旅費及び出勤手当等の人件費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 応援隊員が要請側への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(3) 前2号以外の費用の負担金については、関係市町村等とその都度協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、そのつど市町村等が協議の上決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議し別に定める。

本協定の成立を証するため、協定書17通を作成し、各市町村等において各1通を保有するものとする。

## 附 則

- 1 この協定は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 11 月 1 日協定した「秋田県広域消防相互応援協定」はこれを廃止する。

平成 6 年 12 月 1 日

秋 田 市 市 長	市 長	
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者	
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事	横手市長
湯沢雄勝広域市町村圏組合	理事会代表理事	湯沢市長
本荘地区消防事務組合	管理者	
大館周辺広域市町村圏組合	管理者	
男鹿地区消防一部事務組合	管理者	
能代地区消防一部事務組合	管理者	
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者	
仁賀保地区消防組合	管理者	
鹿角広域行政組合	管理者	
湖東地区行政一部事務組合	管理者	
矢島地区消防組合	管理者	
二ツ井町藤里町消防一部事務組合	管理者	
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者	
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者	
五 城 目 町	町 長	

**2-2-2-1-3 災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第 21 普通科連隊長との  
協定**

消防救第 27 号

平成 8 年 2 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁救急救助課長

大規模災害に関する消防及び自衛隊の相互協定について

この度、先の阪神・淡路大震災における教訓にかんがみ、特に、大規模災害に関する消防及び自衛隊の相互協力に関し、必要な事項について明確にするため、別添のとおり防衛庁と「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成 8 年 1 月 17 日付消防救第 3 号防運第 153 号。以下「協定」という。）を締結しましたので、下記事項に留意のうえ、大規模災害時における自衛隊との協力に関し遺憾ないようお願いしたい。

また、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部組合を含む。）に対しても宜しく周知願いたい。

なお、消防及び警察の相互協力については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条に明記されており、従来より協力がなされてきたところなので、念のため申し添える。

記

1 協定第 2 条 1 に定める情報交換について

大規模災害に際しては、速やかに、当該災害に係る情報を収集し、消防と自衛隊との間で相互に提供するものとする。

なお、情報交換の対象となるものは、

- ① 大規模災害の状況に係る情報
- ② 救護活動の体制に係る情報
- ③ 上記のほか、消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

とし、相互に積極的に連絡を取り合い、情報の提供に努めるものとする。

2 協定第 2 条 2 に定める連携のための調整について

大規模災害の発生地その他の目的地（以下「被災地等」という。）における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、消防と自衛隊と連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

なお、具体的には被災地等を管轄する消防及び災害派遣を命ぜられた自衛隊で現地調整機関

を設け、原則として当該消防の施設における調整のための会議により行うものとする。ただし、消防、警察及び自衛隊において、協議のうえ別に定めるときはこの限りでないこと。

### 3 協定第2条3に定める消防職員等の移動のための協定について

自衛隊は、消防組織法第24条の3の規定に基づき、災害が発生した市町村のため応援出動する消防機関の職員及び当該応援出動に必要な資機材の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他輸送支援を行うものとされていること。

なお、救助工作車Ⅳ型（「広域航空消防応援体制等整備費補助金交付要綱」（平成7年11月21日付消防消第254号）第4条に規定する救助工作車Ⅳ型をいう。）を配置する特定の消防本部（東京消防庁、名古屋市消防局、大阪市消防局、福岡市消防局）にあつては、自衛隊の輸送支援を受ける場合の参集場所等について予め定めておくこと。

### 4 協定第3条に定める消防及び自衛隊の平素の連絡調整について

平素から消防と自衛隊との間で、密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

なお、平素の連絡調整の責任者は、原則として別表のとおりとし、連携要領を定める等必要な連絡調整を行うものとする。

また、自衛隊側責任者は、消防との連絡調整において他の自衛隊との調整を必要とする事項が生じた際は、関係する他の自衛隊に通報するとともに、消防側責任者に対し当該自衛隊の責任者、所在地等を連絡するものとされていること。

#### 別表

連絡調整責任者担任区分表

都道府県	消防側責任者		自衛隊側責任者
	都道府県主管部長	都道府県下代表消防機関の長	
北海道	総務部総合防災対策室長	札幌市消防局長	北部方面総監
青森県	総務部長	青森地域広域消防事務組合 消防本部消防長	第9師団長
岩手県	総務部長	盛岡地域広域行政事務組合 消防本部消防長	第9特科連隊長
宮城県	総務部長	仙台市消防局長	第22普通科連隊長
秋田県	総務部長	秋田市消防本部消防長	第21普通科連隊長
山形県	文化環境長	山形市消防本部消防長	第6師団
福島県	生活環境部長	福島市消防本部消防長	第44普通科連隊長

※ 注 北海道・東北6県以外は掲載を省略し、平成14年4月1日現在の内容に修正

(2) 救援活動の内容（防衛庁防災業務計画より抜粋）

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって状況収集活動を行って被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に関しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消火機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に際し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## (3) 自衛隊が保有する航空機の諸元及び性能

部隊 機種 諸元・性能		陸上自衛隊			航空自衛隊 (秋田救援隊)	
		OH-6J 観測	UH-1J 多用途	CH-47 輸送	MU-2 救難搜索機	V-107 救難
乗員		1(P)2人	2(P)11人	2(P)55人 整備員×1人	1(P)2人	1(P)2人
機 体	全幅	8.03m	14.69m	16.26m	11.95m	13.36m
	全長	9.24m	17.44m	30.18m	10.13m	25.40m
	全高	2.71m	3.97m	5.69m	3.94m	5.15m
	ローター直径	8.03m	14.69m	18.29m		15.24m
最大全備重量		1,157 kg	1,760 kg	22,680 kg	4,750 kg	8,618 kg
最大速度		243 km/h	240 km/h	274 km/h	539 km/h	256 km/h
航続距離		515 km	439 km	474 km	1,982 km	565 km
実用上昇限度		4,389m	約 5,300m	2,674m	9,000m	4,267m
備考		1 本表の諸元は概ね実用諸元である。 2 ヘリコプターの性能は、気象、地形等の相互関係によって相当の変化がある。 3 陸上自衛隊が所有する航空機については、県内所在部隊には装備されない。				

## 2-2-2-1-4 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うことができるものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書（平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、秋田県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、秋田県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定の定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

## 附 則

この協定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

秋田県	知事
秋田市	市長
五城目町	町長
鹿角広域行政組合	管理者
大館周辺広域市町村圏組合	管理者
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者
二ツ井町藤里町消防一部事務組合	管理者
能代地区消防一部事務組合	管理者
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者
湖東地区行政一部事務組合	管理者
男鹿地区消防一部事務組合	管理者
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者
本荘地区消防事務組合	管理者
仁賀保地区消防組合	管理者
矢島地区消防組合	管理者
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事
湯沢雄勝広域市町村圏組合	理事会代表理事

## 2-2-2-1-5 災害時における相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)の規定の趣旨にのっとり、能代市、藤里町、三種町、八峰町及び能代山本広域市町村圏組合(以下「市町等」という。)において、大規模な災害が発生し、被災市町等のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に市町等間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における人的及び物的被害を最小限度に防止するための消防力の提供
- (2) 食糧及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (6) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町等が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続き)

第3条 援助を受けようとする市町等は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等により要請を行ない、後日、速やかに別記様式第1号を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助受ける期間
- (4) 前条第2号から第5号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等
- (5) 前条第6号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市町等において大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、その他の市町等が自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第5条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた市町等の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、関係市町等が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条に定める援助活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人またはその遺族に対する損害賠償は、援助した市町等が負うものとする。

2 援助した市町等の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町等への往復途上に生じたものを除き、被災した市町等がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第7条 市町等は、別記様式第2号のとおり相互援助に関する連絡担当局部を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 市町等は、この協定の実効性を高めるため、能代山本広域市町村圏災害時相互援助協定連絡会議を設置する。

3 能代山本広域市町村圏災害時相互援助協定連絡会議は、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成18年9月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町の長及び能代山本広域市町村圏組合理事会の代表理事が記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成18年8月29日

能代市上町1番3号

能代市長

藤里町藤琴字藤琴8番地

藤里町長

三種町鵜川字岩谷子8番地

三種町長

八峰町八森字中浜63番地

八峰町長

能代市字海詠坂3番地2

能代山本広域市町村圏組合

理事会代表理事

様式第1号

番 号  
年 月 日

様

住 所  
氏 名

## 災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第3条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被 害 状 況	
援助内容の種類	
援助を要する 職 種 別 人 員	
援 助 場 所	
到 達 経 路	
援助を受ける 期 間	
その他援助に 必 要 な 事 項	

様式第2号

## 災害時の連絡担当部局

連絡部局名		市町等名	
		部	課
連絡担当	責任者	部課長	
	責任者		
連絡先電話番号	勤務時間内	TEL	- -
		責任者 FAX	- -
	補助者	TEL	- -
		FAX	- -
	勤務時間外	TEL	- -
		責任者 FAX	- -
補助者	TEL	- -	
	FAX	- -	
備考			

- ※ 1 勤務時間外の連絡先については、携帯電話も可とする。  
 2 連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

## 2-2-2-1-6 災害医療救護活動に関する協定

三種町（以下「甲」という。）と社団法人能代市山本郡医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三種町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師及び看護師等の医療救護活動に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による要請をする場合は、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 出勤を要する人員（班）及び必要な資器材等
- (4) 出勤の機関
- (5) その他必要な事項

3 乙は、第1項の規定により甲の要請があった場合、医療従事者の派遣又は待機等に必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は、緊急かつやむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に前項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

5 前項の規定により、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に気づきなされたものとみなす。

（救護所の設置）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得た救護所を設置する。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者は、前条の救護所、防災計画に定める避難所、その他三種町災害対策本部長が指定する場所において、次の業務を行う。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者等に対する医療及び助産
- (3) 医療機関への搬送指示
- (4) その他医療救護活動に必要な事項

2 医療従事者は、前項に規定する業務を遂行する上で必要な医薬品、食料品及び宿泊等の準備については、原則として、自らこれを行うものとする。

(指揮命令及び連絡調整)

第5条 医療従事者に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、三種町災害対策本部がこれを行う。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び医療用具の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑にできるような必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第7条 医療救護活動にかかる医療費等については、以下の取扱いをする。

- (1) 救護所等における患者(被災者)の医療・助産費は、無料とする。
- (2) 医療機関に転送収容された場合の医療・助産費は、医療保険の適用の例による。

(費用弁償等)

第8条 医療従事者に係る次の費用については、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び同法施行細則(昭和39年秋田県規則第38号)の規定を準用する。

- (1) 医療従事者の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療従事者が必要に応じて使用した医薬品及び医療資機材等の費用
- (3) 医療救護活動により生じた設備等の損傷の復旧等に係る費用
- (4) 医療従事者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (5) 前各号に該当しないもので、この協定を実施するために必要とした費用

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年12月25日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月25日

甲 三種町町長

乙 (社)能代市山本郡医師会 会長

## 2-2-2-1-7 災害時における応急対策業務に関する基本協定

(趣旨)

第1条 三種町(以下「甲」という。)と三種町建設業協会(以下「乙」という。)は、三種町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、三種町地域防災計画に基づき、甲が所管する施設の応急対策の実施について協力を要請するため必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等によるものであって、甲が乙に対し応急対策の実施について協力を要請する必要があると認められたものをいう。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機・資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

(協力業務に関する費用の負担)

第4条 前条(1)に掲げる協力業務の実施に要する乙の費用は無償とする。

2 前条(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる協力業務の実施に関する費用は甲が負担する。

(基本協定細目)

第5条 この協定に基づく協力業務の実施に関し必要な事項については、基本協定細目に定める。

(協議)

第6条 この協定に関し、定めのない事項については甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了1ヵ月前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定を定めた証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年1月30日

甲 三種町長

乙 三種町建設業協会 会長

## 2-2-2-1-8 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 三種町（以下「甲」という。）と三種町商工会（以下「乙」という。）は三種町内における地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、三種町地域防災計画に基づき、相互に協力して町民生活の早期安定を図るために、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次の通り協定を締結する。

(協力の要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は三種町内における災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する各事業主等に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、応急生活物資の調達と安定供給に協力するものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

(協力要請の手続等)

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として応急生活物資供給等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制及び連絡方法について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、乙と乙に加盟する各事業主等との連絡体制及び連絡方法について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(物資の価格及び支払い)

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引き渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(保有数量等の報告)

第7条 甲は、必要に応じて乙に対し、物資の保有品目等について「調達可能数量報告書」（様式第2号）により、報告を求めることができる。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年1月30日

甲 秋田県山本郡三種町鶉川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬188番地2  
三種町商工会長

## 2-2-2-1-9 三種町防災行政無線施設の運用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、三種町（以下「甲」という。）が管理運営する三種町防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）の無線局の遠隔制御装置を能代山本広域市町村圏組合（以下「乙」という。）に設置するにあたって、その適切な運用を図るために必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 前条に掲げる施設の設置場所は、次のとおりとする。

名 称	位 置
能代山本広域市町村圏組合 三種消防署	秋田県山本郡三種町川尻字東大堤下23番地1

(通信統制)

第3条 甲が必要とするときは、乙はその通信統制に従って運用する。

2 甲が必要とするときは、割り込み通信ができるものとする。

(運用)

第4条 乙は、緊急事態が発生したとき又は発生が予測されるとき若しくは甲、乙協議により必要とされるときに、遠隔制御装置を操作して防災無線の無線局を運用するものとする。

(通信事項等)

第5条 乙は、次の通信事項について遠隔制御装置を操作し、防災無線の無線局を運用するものとする。

- (1) 地震、火災、台風、水害等の非常事態に関する事項
- (2) 人命にかかわるもの。その他、特に緊急重要な事項
- (3) 通信訓練及び試験電波の発射に関する事項
- (4) その他、甲、乙協議により必要とされる事項

(無線従事者)

第6条 乙が設置する遠隔制御装置は、乙の所属長の指揮下にある無線従事者（第2級又は第3級陸上特殊無線技士）によって運用するものとする。

(維持管理経費)

第7条 乙の設置する遠隔制御装置の維持管理に要する経費は、甲の負担とする。ただし、遠隔制御装置の運用に要する電気代は、乙の負担とする。

(協議事項)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定成立の証として本書を2通作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年9月1日

甲 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子 8 番地  
三種町長

乙 秋田県能代市字海詠坂 3 番地 2  
能代山本広域市町村圏組合  
理事会代表理事

## 2-2-2-1-10 災害復旧時の協力に関する協定書

三種町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、秋田県地域防災計画ならびに三種町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 大規模地震および台風・雪害等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する緊急通信の確保、ならびに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限りを優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の復旧にあたり、移動電源車、ポータブル衛星等の災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場、車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行なう場合は、必要に応じ本協定を準用することができるものとする。

（連絡責任者）

第8条 本協定書に関する連絡責任者は、甲においては三種町町民生活課長、乙においては東日本電信電話株式会社秋田支店設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協議の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日より平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年10月1日

甲 三種町鶉川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 秋田市中心四丁目4番4号  
東日本電信電話株式会社秋田支店  
支店長

## 2-2-2-1-11 大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定

(目的)

第1条 三種町長 三浦正隆(以下「甲」という。)と能代山本水道管工事業協同組合 理事長 川間政男(以下「乙」という。)は、三種町における大規模災害及び大規模な事故(以下「災害等」という。)の発生に伴う水道の復旧作業の応援、簡易救急器具の貸与及びその他の協力体制について、次のとおり協定を締結する。

(水道の復旧作業の応援)

第2条 乙は、災害等が発生し、水道の復旧作業が必要となった場合、甲の応援要請により、緊密な協力のもとに緊急修繕及び応急給水を行い、早期の復旧を図るものとする。

(簡易救助器具等の貸与)

第3条 甲は、災害等が発生し、人命救助活動及び応急飲料水の供給のため、必要とする資機材に不足を来した場合、乙に対して簡易救助器具(ハンマー・バール・金てこ・ジャッキ等人命救助活動に使用できると認める工具類)及び応急飲料水供給のための容器(ポリタンク等)の貸与を求めることができるものとする。

(その他の協力体制)

第4条 乙は、甲の救援活動と連帯し、被災者等に対して、災害時のラジオ・テレビ等による情報提供、高齢者・児童等の避難場所の提供、応急手当の実施、緊急応急井戸による飲料水又は生活用水の提供、トイレの提供など、可能な範囲で支援を行うものとする。

(応援要請等)

第5条 災害等が発生した場合において、第2条による甲の応援要請があったときは、乙は速やかに応援活動が可能な加盟店(以下「応援隊」という。)を出動させるものとする。また、第3条による甲の貸与要請があったときは、乙は可能な範囲で優先して貸与するものとする。

2 前項の応援要請及び貸与要請は、応援又は貸与の内容及び期間を明確にして行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、甲が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動のために要する費用の負担については、実働日数、期間及び人員等を勘案し、その都度協議により決定するものとする。

2 第3条の規定による簡易救助器具等の貸与は無償とする。ただし、甲の責めにより破損、紛失した場合の修繕又は損害額は、甲の負担とする。なお、これによりがたいと認められるときは、別に協議するものとする。

(細目)

第8条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に関し、定めのない事項及び運営等について疑義が生じた場合は、別に協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結から1年間とする。ただし、甲乙から別段の意思表示がない場合は、本協定が更新されたものとみなし、さらに1年間延長するものとし、以後において同様とする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を定めた証として、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月7日

甲 三種町鵜川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 能代市御指南町1-45  
能代山本水道管工事業協同組合 理事長

## 2-2-2-1-12 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と三種町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始は、次のとおりとする。

- 一 三種町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 三種町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成23年6月9日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長

乙 山本郡三種町鵜川字岩谷子8  
三種町長

## 2-2-2-1-13 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協 定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設および避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
  - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
  - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
  - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
  - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前号2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同行の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項甲に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市長

能代市上町1番3号

能代市長

横手市条里一丁目1番1号

横手市長

大館市字中城20番地

大館市長

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市長

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市長

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市長

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長

潟上市天王字上江川47番地100

潟上市長

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市長

北秋田市花園町19番1号

北秋田市長

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

仙北市長

小坂町小坂鉾山字尾樽部37番地2

小坂町長

上小阿仁村小沢田字向川原118番地

上小阿仁村長

藤里町藤琴字藤琴8番地

藤里町長

三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町長

八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

八峰町長

五城目町西磯ノ1丁目1番地1

五城目町長

八郎瀨町字大道80番地

八郎瀨町長

井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1

井川町長

大瀨村字中央1番地1

大瀨村長

美郷町土崎字上野乙170番地10

美郷町長

羽後町西馬音内字中野177番地

羽後町長

東成瀨村田子内字仙人下30番地1

東成瀨村長

## 2-2-2-1-14 災害時における石油燃料の供給に関する協定書

三種町（以下「自治体」という。）と秋田県石油商業組合能代山本支部（以下「組合」という。）は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三種町内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急支援車両及び避難所の暖房用などに必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、自治体が石油類燃料を必要とするときは、自治体は、組合に対して、石油類燃料の優先供給及び運搬について、積極的に協力を努めるものとする。

（協議義務）

第3条 組合は、前条の規定により自治体から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給および運搬について、積極的に協力するものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により、組合が供給した石油類燃料の対価及び組合が行った運搬の費用については、自治体が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、自治体と組合が協議して定めるものとする。

（引き渡し）

第5条 石油燃料の引渡場所は、自治体が指定するものとし、自治体は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 組合は、災害時において石油燃料の価格高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 組合は、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の点検整備等、組合員防災意識の向上等に努め、自治体は組合に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、災害者等の支援に関して必要な事項は、自治体と組合が協議の上、定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定の効力は、協定書締結後、契約年度末までとし、自治体と組合の双方又は何れか一方から特段の意思表示がない場合は更新されるものとする。

（協議）

第10条 この協議に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、自治体と組合が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、自治体と組合が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

自治体 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8  
三種町長

組 合 秋田県能代市畠町5-11  
秋田県石油商業組合能代山本支部 支部長

## 2-2-2-1-15 災害時の協力に関する協定書

三種町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社能代営業所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い、大規模な停電が生じた場合において、双方が緊密な連携を保ち、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることにより、住民と安全を確保することを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電などが発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電の発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部との連携）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携し、必要に応じ当該災害対策本部に社員を派遣できるものとする。

2 派遣された乙の社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関や災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に関する協力）

第6条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（準用）

第7条 乙は、災害時に電力設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができる。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては町民生活課長、乙においては総務課長とする。

2 連絡先などに変更が生じた場合は、甲、乙それぞれ、速やかに報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。なお期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、この協定はさらに1年延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年8月31日

甲 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8  
三種町長

乙 秋田県能代市富町4番36号  
東北電力株式会社能代営業所 所長

## 2-2-2-1-16 三種町における災害協力に関する協定書

三種町（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）は次のとおり、三種町の被災時並びに平常時の防災活動における相互の協力についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

### 第1条

本協定は、三種町内で発生した、地震、その他の災害時または、甲及び乙が必要と認めた災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動に対し連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

### 第2条

甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項について連携し協力する。なお、各号に関する具体的な内容については別途協議のうえ定める。

- （1） 災害発生時における乙の店舗網等のインフラ及び人的資源等の活用による援護並びに復旧支援
- （2） 災害発生時の被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- （3） 乙が所有し、または管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- （4） 甲が行う防災活動の啓蒙
- （5） 甲の要請による災害対策資金の融資対応並びに、災害発生後の復旧融資制度の検討
- （6） 地域住民及び地域企業に対する減災意識向上の機会提供
- （7） 地域安全に関する情報の相互提供

（災害情報等の連絡体制の整備）

### 第3条

甲と乙は、相互の防災計画の状況、協力事項に関し必要に応じ情報交換を行うものとする。

- （1） この協定に関する連絡責任者は、甲においては三種町町民課（あるいは防災所管部署）、乙においては、北都銀行鹿渡支店長とする。
- （2） 連絡体制の強化を図るため、毎年度はじめに、緊急時の連絡先番号などの情報交換をする。

（協定期間）

### 第4条

本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも意義の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(秘密保持)

第5条

甲と乙とは、本協定書に基づき提供された情報については、第1条の目的のために使用することとし、ほかの目的には使用しない。

但し、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示された時すでに公知となっていたもの、または、相手方による開示後、自ら故意または過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から開示されたときにすでに保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手方から開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
- (4) 法令による開示を求められたもの。
- (5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの。

(協議)

第6条

協力の形態、その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲・乙協議の上、これを決定する。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書2通作成し、甲・乙署名の上各々1通を保有する。

平成25年5月29日

甲 秋田県三種町  
三種町長

乙 秋田県秋田市中通3丁目1番41号  
株式会社北都銀行 取締役頭取

## 2-2-2-1-17 三種町における災害協力に関する協定書

三種町（以下、「甲」という。）は、三種町の被災時に必要な対応を円滑に遂行すること並びに平常時の防災意識向上のための活動を実施することを目的に、株式会社秋田銀行（以下、「乙」という。）と次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は三種町内の地震、その他の災害発生時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行し、また、平常時においても防災意識向上のための活動を連携・協力していくことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙が連携・協力する事項は次のとおりとする。

- （1） 災害発生時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラ並びに人的資源等の活用
- （2） 災害発生時に甲・乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （3） 災害発生時、乙が所有・管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- （4） 災害対策資金の融資対応及び災害発生後の復旧融資制度の検討
- （5） 甲と連携した防災PR活動、防災意識の啓発活動
- （6） 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

- （1） この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

甲	三種町町民生活課長	TEL：0185-85-4833
乙	秋田銀行鹿渡支店長	TEL：0185-87-3115

- （2） 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定により提供された情報については、本協定を遂行するために使用することとし、ほかの目的には使用しないものとする。

ただし、ここでいう情報は以下のものを除くものとする。

- （1） 情報を提供または開示する者（以下、「開示者」という。）が提供または開示する以前に、情報を受領する者（以下、「受領者」という。）が所有または保持していた情報
- （2） 開示者が提供又は開示した時点で既に公知であった情報及びその後受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- （3） 開示者が提供又は開示した後、受領者が守秘義務を負担することなく第三者より合法的に取得した情報
- （4） 法令による開示を求められた場合や法令上守秘義務を負うものに開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効日は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙より特段の意思表示がない場合は、さらに1年間延長とし、その後においても同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めの名事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙協議のうえ、これを決定する。

以上、本協定の証として、本協定書を2通作成し、甲・乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月29日

甲 山本郡三種町鶴川字岩谷子8  
三種町長

乙 秋田市山王三丁目2番1号  
株式会社 秋田銀行 取締役頭取

**2-2-2-1-18 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定****書**

三種町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

**（目的）**

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送、及び物資拠点の運営等の支援協力要請に関しその手続き等について定め、災害応急対策、及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

**（協力の内容）**

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- （3）甲が管理する支援物資拠点の運営等
- （4）第1号又は第2号の配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認められたもの

**（支援要請の手続き）**

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は必要事項を明示した要請書（様式第1号）の文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

**（報告）**

第4条 乙は、前条の要請を受けて実施した協力内容について、実績報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

**（連絡責任）**

第5条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、及び連絡担当者を定め、相互に連絡先等報告書（様式第3号）により報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

**（費用負担）**

第6条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

**（請求・支払い）**

第7条 乙は、業務の終了後に活動実績を集計し、甲に対し一括請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

**（情報の交換）**

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(免除)

第9条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、第2条に規定する事項の一部、または全部を免除できるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結日より平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各1通を保存する。

平成25年7月31日

甲 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8

三種町長

乙 秋田県秋田市御所野湯本二丁目1番1号  
ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店

主管支店長

**2-2-2-1-19 三種町と能代郵便局及び三種町内郵便局との災害発生時に対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書**

秋田県三種町（以下「甲」という。）と能代郵便局及び三種町内郵便局（以下「乙」という。）は、三種町内に発生した地震その他による災害時の対応及び平常時における高齢者等の見守り活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

2 この協定において、「見守り」とは三種町内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。

（活動地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域は、乙が日常的に業務を行う地域とする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、三種町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（2）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（3）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（4）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

2 乙は、三種町内において見守り活動を実施するにあたり、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、乙からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備を行うとともに、乙から前項の連絡を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

5 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(免責)

第4条 乙は、第3条2項の規定による活動を行うことができなかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(救援荷物及び通信手段に係る要請)

第6条 乙は、男鹿市内において災害が発生した場合、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供を要請することができる。

(経費の負担)

第7条 第3条第1項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

3 第3条第2項に規定する協力事項に要した経費は乙が負担する。

(防災会議・防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 男鹿市総務企画部総務企画課長、男鹿市市民福祉部福祉事務所長

乙 男鹿郵便局長

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定を証するため、協定書9通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自1通を保有する。

- 甲 三種町鵜川字岩谷子8  
三種町長
- 乙 能代市上町9-1  
能代郵便局長
- 三種町鵜川字西鵜川81-4  
八竜郵便局長
- 三種町森岳字長田4-3  
森岳郵便局長
- 三種町鹿渡字町後121-1  
琴丘郵便局長
- 三種町下岩川字長面65-12  
下岩川郵便局長
- 三種三種町浜田字東浜田322-2  
浜口郵便局長
- 三種町上岩川字塚ノ岱109-16  
上岩川郵便局長
- 三種町豊岡金田字金光寺50-3  
金岡郵便局長

## 2-2-2-1-20 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書

三種町（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県 LP ガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、三種町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

### （要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

### （手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行わないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 液化石油ガス及び応急対策用資機材品名及びの数量
- (3) 調達を必要とする日時及び場所
- (4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙は乙の会員から事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

### （費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

### （報 告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめのうえ速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集、報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等収集し、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては町民生活課、乙においては、秋田県L P ガス協会事務局とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 秋田市山王  
一般社団法人秋田県L P ガス協会  
会 長

## 2-2-2-1-21 災害時における救援物資の供給に関する協定

三種町（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、三種町内における地震、風水害等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条第1項の要請をしようとする場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するとき、は口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙とともに、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、三種町の災害発生時における諸活動中に覚知した災害に関する情報についても、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について調査票(様式第3号)を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地  
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長

## 2-2-2-1-22 防災・災害情報の提供に関する協定書

三種町（以下「甲」という。）と株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「乙」という。）は、災害時における甲の情報等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、住民の生活に甚大な影響を及ぼす災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合（次条において「災害が発生した場合」という。）、甲の町民に対し迅速且つ正確な情報が伝わるように甲の域内で乙が運営するケーブルテレビを利用した災害情報等の放送及び通信に関する事項について定めるものとする。

### （情報提供）

第2条 甲は、甲の域内において災害が発生した場合（災害が隣接する他市町村において発生した場合で甲の地域住民に甚大な被害を及ぼすおそれのある場合を含む。）、甲が定める地域防災計画に基づき、乙へ災害情報を提供するものとする。

### （情報活用）

第3条 甲から乙へ提供された情報は、乙が放送および通信で使用するものとする。

- 2 前項の情報について、乙はできるだけ速やかに放送等を行うものとし、乙のCNAコミュニティチャンネル（地上デジタル放送）、ホームページ、モバイルサイト、CNA情報ダイヤル（自動音声ガイド）などで、放送・掲載・告知するものとする。

### （連絡体制）

第4条 災害情報等の提供が円滑に実施できるよう、甲乙はそれぞれ連絡部署を定め、互いに届け出ておくものとする。

### （放送料）

第5条 災害情報等の放送および通信に関わる放送料・掲載料は無料とする。

### （協定期間）

第6条 この協定の期間は、平成29年1月24日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成29年1月24日

甲 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 秋田市八橋南三丁目1番地3  
株式会社秋田ケーブルテレビ  
代表取締役社長

## 2-2-2-1-23 災害時における消防用水等の確保に関する協定書

「三種町長 田川 政幸」（以下「甲」という。）と「能代山本生コンクリート協同組合代表理事 佐々木 鉄美」（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く消防用水及び生活用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行う事ができる。

2 乙は、要請があったときは、指定された場所に出動し、甲の指示する用水の給水を行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、乙は甲の要請を拒むことができるものとする。

### （協力要請手続き、報告）

第3条 甲の要請は、指定場所など必要な事項を明らかにし、応急対策活動要請書（様式第1号）により行うものとする。

2 乙の出動と完了報告は、甲に対して応急対策活動報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 前2項は、緊急でやむを得ない場合は、電話、ファクシミリ及び電子メール等で行うことができるものとする。

### （費用の負担）

第4条 甲の要請により乙の組合員が協力の実施に要した費用については、甲が負担する。負担金額は、当該年度の能代山本生コンクリート協同組合機械借上げ単価（燃料含む）及び労働賃金表を基準に、甲と乙が協議のうえ決定するものとする

### （第三者への損害）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議のうえ処理解決に当たるものとする。

### （危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を、正確かつ円滑に行うため、甲においては三種町町民生活課長、乙においては、能代山本生コンクリート協同組合事務局長を連絡責任者とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第10条 この協定の内容は、甲と乙が協議のうえ、随時変更することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月26日

甲 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 秋田県能代市悪戸115番地9  
能代山本生コンクリート協同組合  
代表理事

## 2-2-2-1-24 三種町と一般社団法人秋田県解体工事業協会との災害時における応援協力に関する協定

三種町（以下「町」という。）と一般社団法人秋田県解体工事業協会（以下「協会」という。）は、三種町内における災害及び大規模な事故等における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象による大規模災害及び大規模な事故・火災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）の町が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に協会が応援協力することにより、三種町内における被害の拡大防止と町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 町は、災害発生時等に、応援対策業務を実施する必要があると認めた場合は、協会に応援協力を要請することができるものとする。

2 この協会に定める協力要請は、原則として町が協会に書面により行うものとする。

ただし、書面をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

（応援協力の内容）

第3条 町が協会に対し応援を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1）人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- （2）建設機械等の操作及び災害応急活動に必要な技術員の派遣
- （3）前各号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる応援協力で町から特に要請のあった事項

（活動の報告）

第4条 協会は、応援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに町に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）応援活動を実施した会員名、支援場所及び支援活動内容
- （2）応援活動を実施した会員別人数及び実施時間
- （3）応援活動に使用した建設機械、車両等の数量及び使用時間
- （4）その他応急活動の報告に必要な事項

(費用負担)

第5条 協力要請に基づき実施した応援活動に要する費用は町が負担するものとし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、その都度町と協会が協議し決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 応援活動に要した経費は、協会の請求により、その内容を町が確認し、速やかに費用を協会に支払うものとする。

(災害補償)

第7条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、協会の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第8条 町及び協会は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに双方いずれからも異議又は変更の申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定書に定めのない事項については、町と協会が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、町及び協会が記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月3日

甲 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 秋田県秋田市旭北栄町1番49号  
一般社団法人 秋田県解体工事業協会  
代表理事

## 2-2-2-1-25 災害に係る情報発信等に関する協定

三種町（以下「町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ町の行政機能の低下を軽減させるため、町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 町が、町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 町が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、町から提供を受ける情報について、町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 4年 3月 4日

甲 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役

## 2-2-3-1 気象予報・警報の発表基準

### ア 特別警報の種類と発表基準

種 類	特別警報の発表基準	過去の対象事例
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 平成 24 年 7 月九州北部豪雨 死者行方不明者 32 人 令和元年東日本台風 死者行方不明者 94 人
	暴風	昭和 9 年室戸台風 死者行方不明者 3,000 人 昭和 34 年台風 15 号 (伊勢湾台風) 死者行方不明者 5,000 人 平成 5 年台風 13 号 死者行方不明者 48 人
	高潮	
	波浪	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 -
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 昭和 38 年 1 月豪雪 死者行方不明者 231 人 昭和 56 年豪雪 死者行方不明者 152 人
津波	高いところで 3 メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報 (居住地域) を特別警報に位置付ける)	
地震動	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上) を特別警報に位置付ける)	

【大雨特別警報発表の指標 (雨に関する市町村の 50 年に一度の値)】 令和 3 年 3 月 25 日現在

地 域	50 年に一度		
	R48	R3	土壌雨量指数
三種町	248	117	175

注 1) 略語の意味 R48 : 48 時間降水量 (mm)、R3 : 3 時間降水量 (mm)

注 2) 50 年に一度の値は、各市町村にかかる 5 km 格子の 50 年に一度の値の平均値である。

注 5) 大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03 は 150mm 以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

## イ 警報・注意報発表基準一覧

令和3年6月現在  
発表官署 秋田地方気象台

三種町	府県予報区	秋田県			
	一時細分区	沿岸			
	市町村等をまとめた地域	能代山本地域			
警報	大雨	(浸水外)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	西部承水路・東部承水路流域=23.5、鯉川川流域=8.1、三種川流域=16.4、小又川流域=7.3、鶴川川流域=5.3、金光寺川流域=7.6、添畑川流域=6.9、西又川流域=6.8		
		複合基準 <sup>※1</sup>	三種川流域= (5, 11.9)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			海上	18m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	
			海上	18m/s 雪を伴う	
	大雪	積雪の深さ	12時間降雪の深さ 35cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.5m		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
土壌雨量指数基準			75		
洪水		流域雨量指数基準	西部承水路・東部承水路流域=18.8、鯉川川流域=6.4、三種川流域=11、小又川流域=5.8、鶴川川流域=4.2、金光寺川流域=6、添畑川流域=5.5、西又川流域=5.4		
		複合基準 <sup>※1</sup>	鯉川川流域= (5, 6.4)、三種川流域= (5, 9.5)、小又川流域= (5, 4.6)、鶴川川流域= (5, 4.1)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
強風		平均風速	陸上	12m/s	
			海上	12m/s	
風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	12m/s 雪を伴う	
大雪		積雪の深さ	12時間の降雪の深さ 15cm		
波浪		有義波高	3.0m		
高潮		潮位	1.0m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪		融雪により被害が予想される場合			
濃霧		視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥		①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s 以上			
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続				
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき <sup>※2</sup>				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬期の気温は秋田地方気象台の値。

ウ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

## 2-2-3-2 洪水予報・水位到達情報の種類・発表基準

### (1) 三種川における対象地区等

#### ①水位観測所：下岩川水位観測所

対象地域：下岩川地域（長面・不動田・館の下・達子・向達子地区等）

#### ②水位観測所：森岳水位観測所

対象地域：森岳地域（大町・林崎地区等）

※水位観測所等はないが、町職員・消防署・消防団員等の目視や近隣住民の連絡により、八竜地域（久米岡・鷓川・富岡・川尻・安戸六地区）も避難勧告等の発令対象地区となる。

### (2) 三種川の特別警戒水位等について

①水防団待機水位・・・水防団（消防団）が準備する目安となる水位

②氾濫注意水位・・・水防団（消防団）が出動する目安となる水位

③避難判断水位・・・避難所開設準備の目安となる水位

④氾濫危険水位【特別警戒水位】・・・避難行動の判断の目安となる水位

(3) 洪水等水害の避難勧告等の発令判断基準表 (m)

ア 水位観測による水位と発令判断基準

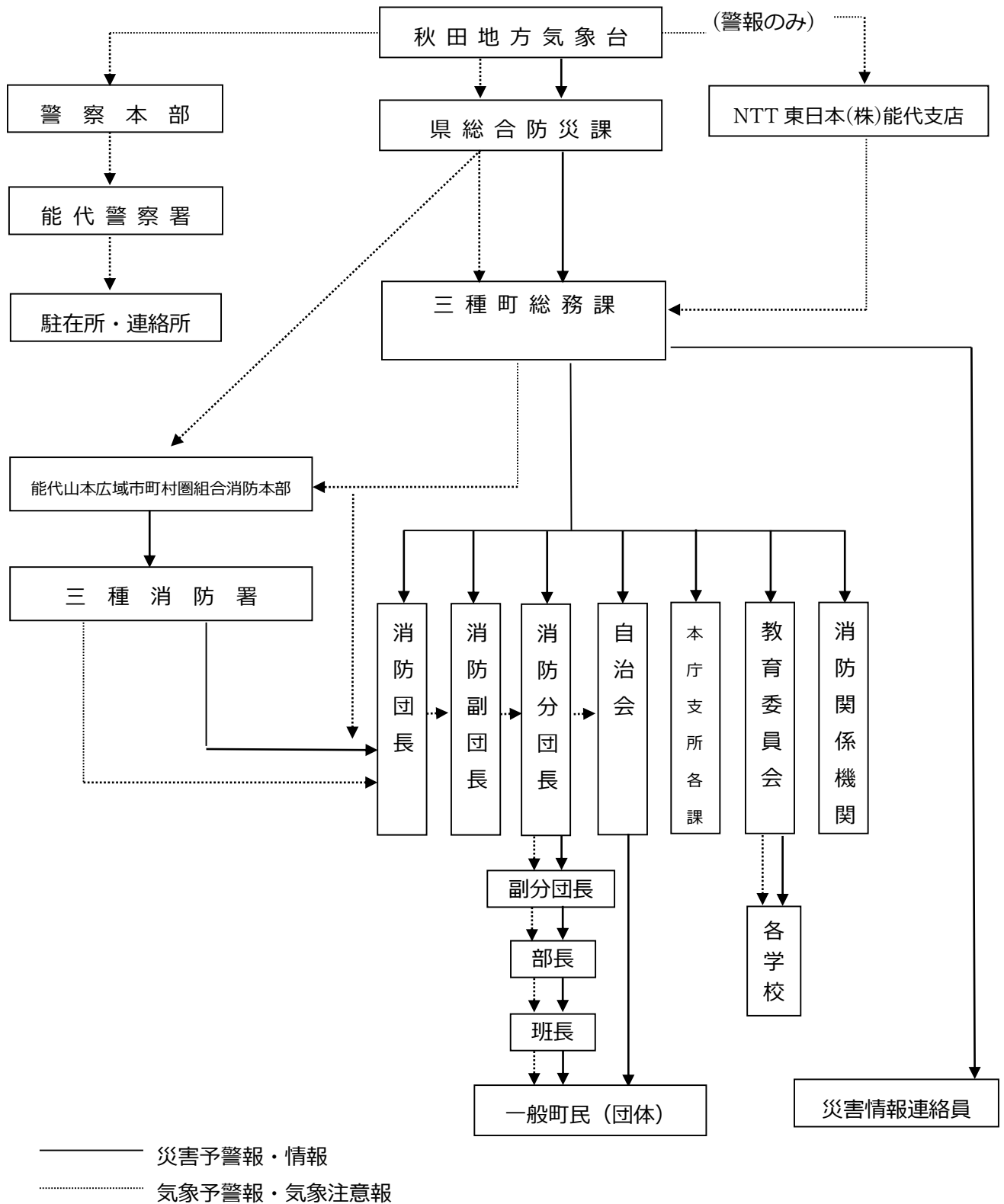
河川名	水位観測場所	準備体制	—	水防団 出動	警戒 レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始	警戒 レベル 4 避難勧告	警戒 レベル 4 避難指示 (緊急)	警戒 レベル 5 災害発生情報
三種川	長面 (下岩川観測所)	2.3 水防団待機水位	2.8 氾濫注意水位	2.8 出動水位	3.1 避難判断水位	3.6 氾濫危険水位	3.6超 氾濫危険水位超	災害が実際に発生していることを把握した場合
	森岳 (森岳観測所)	2.5 水防団待機水位	3.0 氾濫注意水位	3.0 出動水位	3.9 避難判断水位	4.5 氾濫危険水位	4.5超 氾濫危険水位超	

イ 秋田地方気象台等が発表する警報・警戒レベルと発令判断基準

避難勧告等の種類 発表情報	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル4 避難勧告	警戒レベル4 避難指示 (緊急)	警戒レベル5 災害発生情報
大雨注意報 洪水注意報 (警戒レベル2相当情報：洪水)	—	—	—	災害が実際に発生していることを把握した場合
大雨警報 洪水警報 (警戒レベル3相当情報：洪水)	○			
洪水警報【危険度分布が非常に危険の場合】 大雨特別警報 (警戒レベル5相当情報：洪水)		○	○	

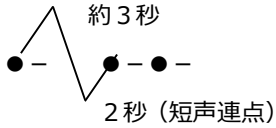
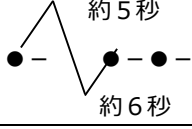
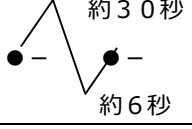
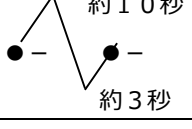
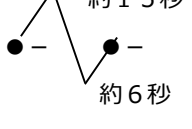
※洪水等水害に関する避難勧告等の発令については、上記基準表を参考にしながら、関係機関からの気象情報や現場の状況情報等により、町が総合的に判断して発令するものとする。

2-2-3-3 気象並びに災害予警報伝達系統図



## 2-2-3-4 サイレンの信号等

### (1) 消防信号

	種 別	打鐘信号	余韻防止付き サイレン信号	備 考
火 災 信 号	近火信号 消防屯地から約 800m 以 内のとき	● - ● - ● - ● - ● (連点)	 約 3 秒 2 秒 (短声連点)	
	出場信号 消防団出場区域内	● - ● - ● ● - ● - ● (3点)	 約 5 秒 約 6 秒	
	鎮火信号	● ● - ● ● - ● (1点と2点)		
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ● - ● - ● - ● (1点と4点との斑打)	 約 30 秒 約 6 秒	春と秋の火災予 防運動時にも用 いる。
	火災警報解除信号	● ● ● - ● (1点と2点との斑打)	 約 10 秒 約 3 秒	
演 習 召 集 信 号	演習召集信号	● ● - ● - ● (1点と3点との斑打)	 約 15 秒 約 6 秒	
備 考	<p>(1) 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>(2) 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>(3) 消防団員の非常召集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>			

### (2) 水防信号 (法第20条)

法第20条の規定により、水防信号は次のように区分する。

① 避難信号

必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

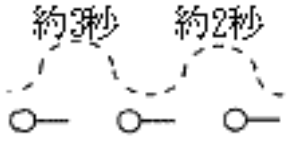
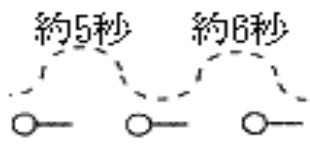
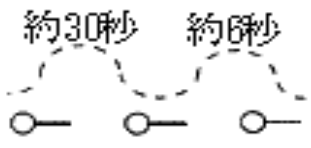
② 出動信号

消防団員 (水防団員) 及び消防機関 (水防機関) に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの。

③ 警戒信号

警戒水位に達した事を知らせるもの。

前記の信号を次の方法によって発信する。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
避難信号	○ ○ ○ ○	約3秒 約2秒 
出勤信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 
警戒信号	○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○	約30秒 約6秒 
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

秋田県水防規則 S25.9.9  
 秋田県規則第31号 改正 S35.12.1  
 秋田県規則第57号 改正 H17.6.17  
 秋田県規則第72号

## 2-2-4-1 被害の認定基準

人的被害		
用語		被害程度の認定基準
死者		当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者

住家被害		
用語		被害程度の認定基準
住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全壊		住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊		半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの。 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が住宅全体の40%以上50%未満のもの。
中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊		住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格が20%以上50%未満のものとする。
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部破損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。

床 上 浸 水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

非住家被害	
用 語	被害程度の認定基準
非 住 家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。
公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
被 害 の 程 度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

その他の被害		
用 語	被害程度の認定基準	
田	流出・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
畑	流出・埋没	「田」の例に準じて取り扱うものとする。
	冠 水	「田」の例に準じて取り扱うものとする。
文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び第 6 項に規定する施設とする。	
砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する施設とする。	
地 す べ り	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設とする。	
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
鉄 道 普 通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。	
被 害 船 舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
電 話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。	
水 道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。	

その他の被害	
用語	被害程度の認定基準
電 気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、電話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。

被害金額	
用語	被害程度の認定基準
公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 22 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのの公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

り災世帯・り災者	
用語	被害程度の認定基準
り 災 世 帯	<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>
り 災 者	り災世帯の構成員をいう。

火災	
用語	被害程度の認定基準
火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

## 2-2-4-2 被害報告の様式

## (1) 災害概況報告

## 第 1 号 様 式

( ) 受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 状 況	発生場所		発生日時				月 日 時 分			
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者		人	重傷		人	住 家	全 棟 壊	一 部 損 壊
		不 明		人	軽傷		人		半 棟 壊	床 上 浸 水
119 番通報の件数										
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況									
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況									
	その他都道府県または市町村が講じた応急対策									

(注) 第 1 報については原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載し報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

## 2-2-10-1 秋田県消防防災航空隊出動要請書

様式第1号

## 秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX
1 要請機関名	電話	発信者
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他	
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ( )	
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村 番地	
	年 月 日、午前・午後 時 分頃	
5 気象条件 (現場)	視程 m、天候 雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 ℃ ( 警報・注意報)	
6 現地指揮者	所属・職名・氏名	
7 通信手段 (現場)	無線種別 (統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)	
8 傷病者等	氏名	年齢 歳 性別 男・女
9 傷病名・症状		
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び目標 (病院名)
11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分	
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名 機数 機	

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

## 2-2-10-2 緊急活動速報

様式第2号

## 緊急活動速報

年 月 日現在

要請活動種別	(1)火災	(2)救助	(3)救急	(4)偵察	(5)その他
要 請 者					
発生場所					
発生日時 [要請日時]	年 月 日 ( ) : 天候 ( ) [ 年 月 日 ( ) : 天候 ( ) ]				
事故概要					
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 名		負傷者 名 うち重 症 名 中等症 名 軽 症 名		
	行方不明 名				
要救護者数 (見込み)	( 名 )		救助人員 ( 名 )		
活動の状況					
その他参考事項					
報告者氏名			活動従事者名		

**2-2-10-3 秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱**

秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県航空消防防災体制整備要綱に基づき、秋田県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運用管理に関し必要な事項を定め、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運用管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、航空消防活動用装備品等をいう。

(2) 航空消防活動

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動、災害応急対策活動、その他の航空消防活動に関する業務をいう。

(3) 自隊訓練

航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空隊が独自で行う訓練をいう。

(4) 運用計画

航空隊の航空消防活動、訓練等の運営を適正かつ円滑に行うため定める計画をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、航空消防活動、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 航空隊の任務

(隊長の任務)

第4条 消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）は、航空隊全般の運営に当たるものとし、小隊長、副小隊長及び隊員を指揮監督して、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(小隊長の任務)

第5条 小隊長は、隊長を補佐し、副小隊長及び隊員を指揮監督して航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 救助小隊長及び飛行小隊長は、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行のため相互に連携しなければならない。

(副小隊長の任務)

第6条 副小隊長は、小隊長を補佐し、隊員を指揮監督して航空消防活動の万全を期さなければならない。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長、小隊長及び副小隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した航空消防活動に努めなければならない。

2 隊員は、航空消防活動の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(代行)

第7条の2 隊長が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）は飛行小隊長が、飛行小隊長が不在のときは救助小隊長が、その職務を代行する。

### 第3章 運用管理

(総括責任者)

第8条 航空機の運用管理の総括は、危機管理監（以下「総括責任者」という。）が行う。

2 総括責任者が不在のときは副危機管理監が、その職務を代行する。

(運用責任者)

第9条 航空隊の指揮監督及び航空機の運用管理に関する事務は、総合防災課長（以下「運用責任者」という。）が所掌する。

2 運用責任者が不在のときは防災監が、防災監が不在のときは総合防災課政策監が、その職務を代行する。

(運航責任者)

第10条 航空機を運航する場合における、出発の承認、運航目的及び任務等の明示、搭乗する航空隊員の指定、並びに航空消防活動中止の指示等に関する事務は、隊長（以下「運航責任者」という。）が所掌する。

(航空消防活動指揮者)

第 11 条 航空消防活動に関する指揮者は、救助小隊長を充てる。

2 救助小隊長が搭乗しないときは、救助小隊長が指名する者を航空消防活動指揮者とする。

(運航指揮者)

第 12 条 航空機の飛行に関する運航指揮者は、飛行小隊長を充てる。

2 運航指揮者は、航空機の飛行について責任を負うとともに、隊員及び搭乗者に対して航空機の飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 隊員及び搭乗者は、前項の指示に従い安全運航の万全を期さなければならない。

4 飛行小隊長が搭乗しないときは、飛行小隊長が指名する者を運航指揮者とする。

(運用計画)

第 13 条 隊長は、航空消防活動、訓練等を適正かつ円滑に行うため、運用責任者の承諾を得て、航空隊の運用計画を定めなければならない。

(運航計画等)

第 14 条 飛行小隊長は、運用計画に基づいて、年間運航計画（様式第 1 号）及び月間運航計画（様式第 2 号）を作成するものとする。

(運航基準)

第 15 条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
- イ 高層建築物火災における救助
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
- エ 高速道路等での事故等における救助

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

(4) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集
- イ 大規模事故等の状況把握、情報収集
- ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

工 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

(6) 災害予防対策活動

ア 災害危険個所等の調査

イ 各種防災訓練等への参加

ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練のための活動

(8) その他運用責任者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日の入りまでとする。ただし、第 1 項第 1 号ウに規定する転院搬送のための緊急運航は、別に定めるところにより、積雪期を除き夜間に行うことができるものとする。

4 運用責任者が特に必要と認める場合は、前 2 項の規定によらないことができるものとする。

（通常運航）

第 16 条 前条第 1 項第 6 号から第 8 号までに規定する運航（以下「通常運航」という。）は、第 14 条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。

（緊急運航）

第 17 条 緊急運航は、次の要請等に基づき出動するものとする。

(1) 第 15 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する活動で、市町村又は消防事務を所管する事務組合の長から要請があった場合

(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定又は消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北 8 道県相互応援協定に基づく要請があった場合

(3) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づく消防庁長官の措置要求があった場合

(4) 秋田県地域防災計画に基づく活動の場合

(5) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

2 緊急運航は、通常運航に優先する。

3 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運用責任者は直ちに緊急運航に移行する旨を隊長に連絡し、隊長は運航指揮者に指示しなければならない。

4 緊急運航の要請があった場合には、運用責任者は総括責任者にその内容等を報告しなければならない。

5 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第 18 条 航空消防活動指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第 3 号）

を作成し、速やかに隊長を 経て運用責任者に報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第 19 条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、隊長を 経て運用責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等についての飛行報告書(様式第 4 号)を作成し、隊長を 経て運用責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第 20 条 運用責任者は、市町村等と協議し、航空消防活動を円滑に遂行するため、法第 79 条ただし書の規定に基づく 飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。

- 2 運用責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

#### 第 4 章 安全管理等

(安全管理)

第 21 条 総括責任者は、航空関係法令等の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ航空消防活動の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運用責任者は、航空消防活動の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(隊長等の責務)

第 22 条 隊長は、航空消防活動の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

- 2 救助小隊長は、航空消防活動を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。
- 3 飛行小隊長は、航空業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。
- 4 運航安全管理者は、航空消防活動の効果的かつ安全な遂行のため、運航安全管理及び運航事務管理について隊長を補佐するとともに、救助小隊長及び飛行小隊長を支援しなければならない。

(緊急運航時の安全対策)

第 23 条 第 17 条第 1 項第 1 号に基づく出動要請による航空消防活動の遂行に当たっては、

要請市町村の指揮者、航空 消防活動指揮者及び運航指揮者は密接な連携を図り、安全確保に万全を期さなければならない。

(搜索及び救難体制の確立)

第 24 条 総括責任者は、航空事故が発生するおそれ、若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 25 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変化により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運用責任者及び最寄りの航空局 出先機関に、直ちに報告しなければならない。

2 運用責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 26 条 総括責任者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第 5 章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第 27 条 総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運用責任者は、消防防災業務を効果的かつ安全に行うため、自隊訓練のほか、市町村及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

## 第 6 章 雑 則

(記 録)

第 28 条 隊長は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防活動に関する記録を整理しておくなければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 26 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 16 年 11 月 17 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 17 年 5 月 9 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

**2-2-10-4 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領**

## 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

## (趣 旨)

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領及び秋田県消防防災ヘリコプター―夜間救急搬送取り扱い要領の定めるところによる。

## (緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

## (1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

## (2) 緊急性

緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。

## (3) 非代替性

既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

## (緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

## (1) 救急活動

## ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

## イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

## ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合  
エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助 山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助 航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動 地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査 大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集 地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集 ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

(6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空隊に対して電話等により速報後、出動要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

(緊急運航の承認)

第6 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況又は現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否について意見を付し、速やかに運用責任者に報告し、その承諾を経て出動を承認するものとする。

2 運用責任者は前項の報告を受けたときは、直ちに承諾の可否について判断し、隊長に必要な指示をするものとする。

3 隊長は、市町村等の長に出動の可否について回答しなければならない。

4 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第8 航空消防活動指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第2号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに隊長に報告するものとする。

附則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

**2-2-10-5 秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領**

## 秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領

## (趣 旨)

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項及び第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による第三次医療機関（別表第1）への夜間救急搬送（以下「夜間搬送」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (他の規定との関係)

第2 夜間搬送の実施については、要綱に定めるもののほか、秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）及びこの要領の定めるところによる。

## (夜間搬送の要件)

第3 夜間搬送は、原則として緊急運航要領第3の要件を満たし、かつ、第4の(1)ウの基準に該当する場合で、救急告示病院（別表第2）から第三次医療機関に搬送するときを実施するものとする。

## (要請時間)

第4 夜間搬送は、原則として午前8時30分から午後5時15分までに出勤要請があった場合に、積雪期を除き実施するものとする。

## (指定飛行場外離着陸場)

第5 夜間搬送に当たっては、あらかじめ指定した飛行場外離着陸場（別表第3）を使用するものとする。

## (夜間搬送の要請)

第6 夜間搬送の要請は、緊急運航要領第5に基づき行うものとする。

## (出勤の決定)

第7 第6の要請に基づく出勤の可否については、緊急運航要領第6に基づき決定するものとする。

2 次の各号に掲げる事態が発生したときは、出勤を中止するものとする。

- (1) 出勤時刻直前に機体の不具合が発生したとき。
- (2) 出勤時刻直前に夜間照明装置の不具合が発生したとき。
- (3) 緊急出勤事案が発生し、その対応に時間を要し、夜間救急搬送の要請に応じることが困難になったとき。

(4) その他不測の事態が発生したとき。

(受入れ体制)

第8 夜間搬送を要請した市町村又は消防事務を所管する事務組合(以下「市町村等」という。)の長は、消防防災航空 隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 指定飛行場外離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び第三次医療機関への搬送手配
- (3) 指定飛行場外離着陸場の周辺住民に対する騒音対策
- (4) その他必要な事項

(医師等の搭乗)

第9 夜間搬送を要請した市町村等は、医師等の搭乗については、搬送元と転院先の医療機関の調整状況を確認し、その 内容を消防防災航空隊に連絡するものとする。

(報 告)

第10 航空消防活動指揮者は、夜間搬送の状況について、緊急運航要領第8第1項に定める緊急活動速報により、速やかに消防防災航空隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 夜間搬送を要請した市町村等の長は、搬送が終了したときは、緊急運航要領第8第2項に定める災害状況報告書により速やかに消防防災航空隊長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成16年11月17日より施行する。

この要領は、平成23年2月1日より施行する。

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1(第1関係)

第三次医療機関

秋田大学医学部付属病院 秋田県立循環器・脳脊髄センター 秋田赤十字病院 平鹿総合病院
---

別表第 2 (第 3 関係)

## 県北・県南地区救急告示医療機関

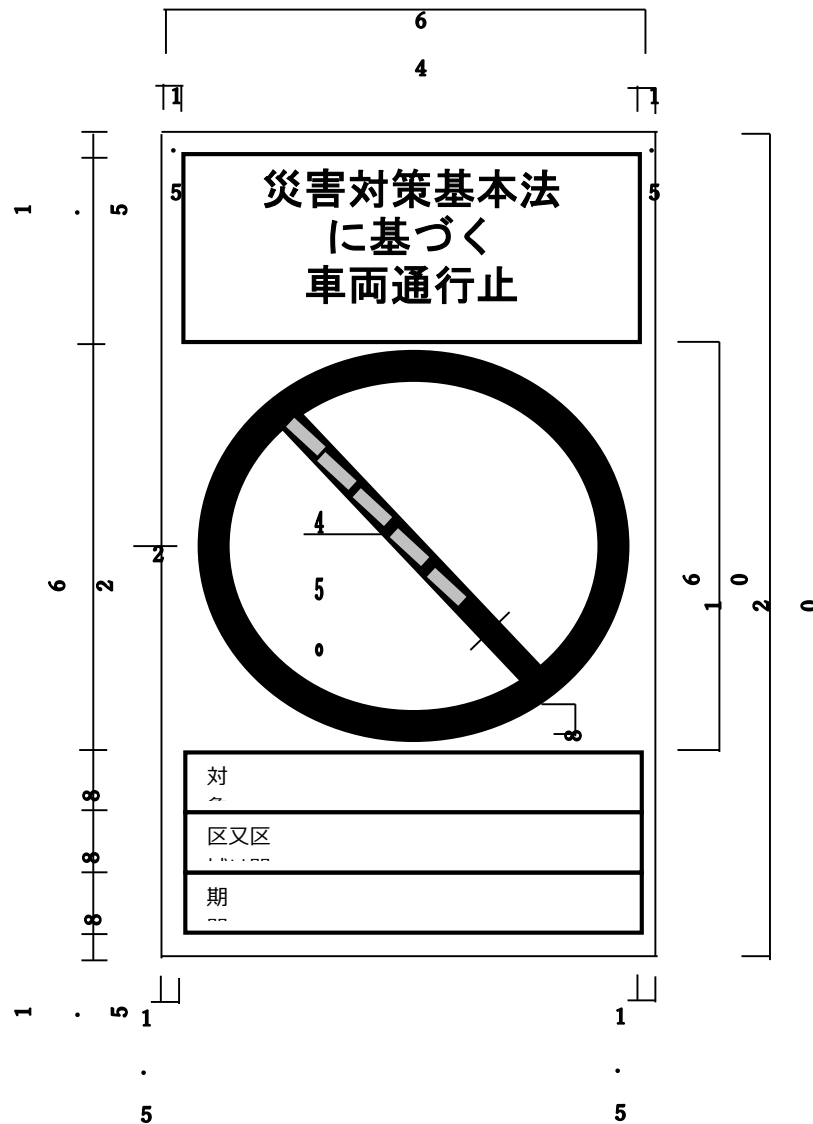
	圏域名	医療機関名
県北地区	大館鹿角	かづの厚生病院 秋田労災病院 大館市立総合病院
	北 秋 田	北秋田市民病院
	能代山本	能代厚生医療センター 能代山本医師会病院 地域医療機能推進機構秋田病院
県南地区	大曲仙北	市立角館総合病院 大曲厚生医療センター 大曲中通病院
	横手平鹿	市立横手病院 市立大森病院 平鹿総合病院
	湯沢雄勝	雄勝中央病院 町立羽後病院
	計	15

別表第 3

## 指定臨時離着陸場 (第 5 関係)

地区	圏域名	名称
県北	大館鹿角	かづの厚生病院ヘリポート 大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北 秋 田	大館能代空港 (飛行場)
中央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート 秋田大学病院屋上ヘリポート 秋田空港 (飛行場)
県南	大曲仙北	大曲厚生医療センター屋上ヘリポート
	横手平鹿	平鹿総合病院ヘリポート
	湯沢雄勝	雄勝中央病院ヘリポート

2-2-13-1 通行の禁止又は制限についての標示



備考

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法2倍まで拡大し、又は図示に寸法の2分の1まで縮小することができる。

**2-2-13-2 緊急通行車両の確認事務処理要項**

## (1) 秋田県が行う災害時における緊急通行車両の確認事務処理について

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続きは次によって行うものとする。

## ア 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申し出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

## イ 確認対象車両災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。

(イ) 消防・水防その他応急措置に関するもの。

(ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。

(エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。

(オ) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。

(カ) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。

(ク) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生防止又は拡大の防止のための措置に関するもの。

## ウ 緊急通行車両の確認・緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

(ア) 県有の車両及び借上げ車両の確認は、総合防災課が行う。上記車両のうち災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申し出により、事前に確認することができる。

(イ) ア以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申し出により、警察本部及び各警察署が行う。

## エ 確認事務処理

## (ア) 申請受理

緊急通行車両確認の申し出は、別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

## (イ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

## (ウ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により、県知事（総合防災課防災班）に報告すること。

オ 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。又、保管には十分留意し紛失などがないようにすること。

- (2) 秋田県公安委員会が行う、災害時における緊急通行車両の確認事務処理について  
災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、公安委員会が行う緊急通行車両の確認は、次の事務手続きにより行うものとする。

ア 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は、必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申し出により、知事又は公安委員会が必要と認めて確認した車両をいう。

イ 確認対象車両

災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両をいう。

- (ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。
- (イ) 消防・水防・その他応急措置に従事するもの。
- (ウ) 被害者に救護・救助・その他保護に従事するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に従事するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急復旧に従事するもの。
- (カ) 清掃・防疫・その他保健衛生に従事するもの。
- (キ) 犯罪の予防・交通規制・その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- (ク) 前各号に掲げる者のほか、災害発生の防止又は、拡大防止のための措置に従事するもの。

ウ 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うことになっているが、車両の使用者の申し出により、各警察署長が専決事務として行う。

エ 確認事務処理

(ア) 事務担当緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署の地域課（係）において行うこと。

(イ) 申請受理

緊急通行車両確認の申し出は、別添様式第1号「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その際、車両の使用目的、使用目的、輸送日時、輸送経路等を慎重に審査して確認に努め、別添様式第2号「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

(ウ) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行った時は、当該車両の使用者に対し、別添様式第3号「緊急通行車両確認証明書」及び別添様式第4号「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(エ) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度様式第2号の「確認申請受理簿」の様式により警備第二課警備実施係に報告すること。

(オ) 留意事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて保管し、いつでも申請を受理できるような適正な保管管理に留意すること。

(カ) その他

緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部においても行うことができる。

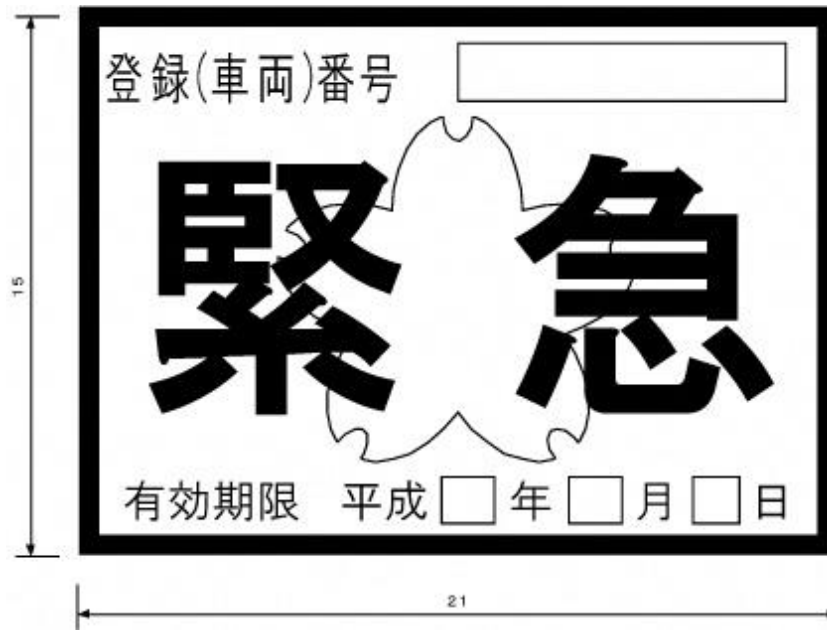
## 様式第1号

<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>秋田県知事 秋田県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 氏 名 企業の名称</p> <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両確認申請書</b></p> <p>次のとおり緊急輸送を行いたいので、確認の上証明書を交付してください。</p>			
車両番号			
輸送人員 又は品名			
使用者の 住所氏名			
輸送日時	月 日 出発 月 日 時到着予定		
輸送経路	出発地	主要経由地	目的地

様式第2号

第 号		年 月 日	
<b>緊急通行車両確認証明書</b>			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸 送人員又は品名)			
エ			
	出 発 地	目 的 地	
エ			
エ			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色，登録（車両）番号並びに年、月、及び日を表示する部分を白色，地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 4 号

緊急通行車両確認申請受理簿

			申請者					

## 2-2-13-3 緊急輸送道

地 域	区 分	路 線 名
八 竜	国道	国道7号、国道101号
	主要地方道	男鹿八竜線
	一般県道	森岳鶴川線
	町道（1級）	8路線
琴 丘	国道	国道7号
	主要地方道	能代五城目線、琴丘上小阿仁線、男鹿琴丘線
	一般県道	森岳鹿渡線
	町道（1級）	11路線
山 本	国道	国道7号
	主要地方道	能代五城目線
	一般県道	金光寺能代線、森岳鶴川線、森岳鹿渡線
	町道（1級）	13路線

## 2-2-32-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

## 【災害救助法による救助の内容等(1)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。  ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内  1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

【災害救助法による救助の内容等(2)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

## 【災害救助法による救助の内容等(3)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200 円以内 小人(12歳未満) 185,700 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

## 【災害救助法による救助の内容等(4)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,700円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

【災害救助法による救助の内容等(5)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10                      ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9                      ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8                      ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7                      ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6                      ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5                      ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 2-2-3 2-2 町の公用負担

処分権者	条件	範囲	補償等
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。	
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(「工作物等」)の除去その他必要な措置をとることができる。	
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止又は人命救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。

## 第5編 災害復旧計画

### 5-1-4-1 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

#### （目的）

第1 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更正を助長することを目的とする。

#### （対象）

第2 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者または行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。（見舞金の額）

#### （見舞金の額）

第3 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 二 前条第1項第3号及び4号
  - （一） 自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主
    - 全壊、流失 60万円
    - 半壊、床上浸水 20万円
  - （二） 借家で現に居住している家屋の被災世帯主
    - 全壊、流失 20万円
    - 半壊、床上浸水 6万円

#### （市町村長の報告）

第4 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

(給付の方法)

第5 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。

3 地域振興局総務企画部長は、罹災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書(様式第2号)に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
- 2 小災害罹災者に対する見舞金交付要綱(昭和39年6月15日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
- 4 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

**5 - 1 - 4 - 2 三種町災害弔慰金の支給等に関する条例**

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 108 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 16 条）
- 第 5 章 雑則（第 17 条・第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- （2）町民 災害により被害を受けた当時、三種町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位

は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合は、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

工 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率)

第 1 4 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 1 5 条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還の方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(三種町行政手続条例の適用除外)

第 1 6 条 この条例の規定に基づく災害弔慰金の支給に関する処分については、三種町行政手続条例（平成 18 年三種町条例第 13 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の琴丘町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年琴丘町条例第 30 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年山本町条例第 31 号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年八竜町条例第 12 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 25 年 6 月 18 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三種町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 13 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年三種町条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

**5 - 1 - 4 - 3 三種町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則**

平成 18 年 3 月 20 日

規則第 63 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 17 条）
- 第 5 章 雑則（第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三種町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年三種町条例第 108 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる

事項の調査を行った上、災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(必要書類の提出)

第5条 町長は、町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかわる借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の琴丘町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和60年琴丘町規則第6号）、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年山本町規則第14号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年八竜町規則第5号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日規則第 3 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 13 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女						
傷 病 名		負傷発病年月日	年 月 日								
傷害の部位		初 診 年 月 日	年 月 日								
既 往 症		治 ゆ 年 月 日	年 月 日								
療養の内容及び経過											
傷害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)										
関 節 運 動 範 囲	種類範囲										
	部 位										
		右									
		左									
		右									
		左									

上記のとおり診断します。

郵便番号

電話番号

病院又は 所在地 \_\_\_\_\_

年 月 日

名 称

氏 名 \_\_\_\_\_

診療担当者

印

**5 - 1 - 4 - 4 三種町災害り災者に対する見舞金給付要綱**

平成 18 年 3 月 20 日

告示第 12 号

(目的)

第 1 条 この告示は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第 2 条 この告示による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- (1) 住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯
- (2) 床上浸水又は床下浸水により住家に被害を受けた世帯
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めたもの

(見舞金の額)

第 3 条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- (1) 全壊、流失 15 万円
- (2) 半壊、床上浸水 10 万円
- (3) 床下浸水 5 万円

(主管課長の報告)

第 4 条 防災主幹課長は、災害により見舞金の給付対象となるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

(給付の方法)

第 5 条 町長は、見舞金の給付を決定したときは、当該り災者に通知するとともに、り災者に給付するものとする。

- 2 防災主幹課長は、り災者に見舞金を給付完了したときは、災害見舞金給付調書（様式第 2 号）を速やかに町長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の山本町災害り災者に対する見舞金給付要綱（平成 3 年山本町告示第 40 号）又は住宅等の罹災者に対する応急一時見舞金の贈与に関する条例（昭和 42 年八竜町条例第 10 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成 28 年 10 月 8 日に発生した豪雨による被害を受けた世帯に対する見舞金の額は、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 全壊、流失 15 万円
- (2) 半壊、床上浸水 10 万円
- (3) 床下浸水 5 万円

附 則(平成 22 年 9 月 22 日告示第 24 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 22 年 8 月 31 日から適用する。

附 則(平成 25 年 10 月 4 日告示第 49 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年 9 月 16 日から適用する。

(見舞金の額の特例)

2 平成 25 年 9 月 16 日に発生した豪雨による被害を受けた世帯に対する見舞金の額は、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 全壊、流失 15 万円
- (2) 半壊、床上浸水 10 万円
- (3) 床下浸水 5 万円

附 則(平成 28 年 10 月 13 日告示第 55 号)

この告示は、平成 28 年 10 月 13 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 24 日告示第 41 号)

この告示は、告示の日から施行し、平成 29 年 7 月 16 日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

## 災害見舞金給付適用報告書

下記のとおり災害見舞金給付適用者を報告いたします。

三種町長 様

福祉主管課長

災害発生の日時	年 月 日 時 分					
災害発生の場所						
災害の種類						
り災世帯の状況						
番号	世帯主氏名	年齢	職業	家族数	被災の程度	備考

**5 - 1 - 4 - 5 三種町罹災証明書等交付要綱**

令和5年8月31日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、本町において災害（法第2条第1号に規定する災害（火災による被害を除く。）をいう。）が発生した場合に町長が交付する罹災証明書及び被災証明書（以下「証明書等」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の種類)

第2条 証明書等の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 罹災証明書 現実に居住のために使用している建物（以下「住家」という。）又は住家以外の建物（以下「非住家」という。）の被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災証明書 車両、家財道具その他町長が適当と認めたもの（以下「車両等」という。）の被災について証明するものをいう。

2 町長が罹災証明書で証明する被害の程度は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）とし、浸水被害がある場合は、床上浸水（土砂堆積等を含む。）又は床下浸水（土砂堆積等を含む。）の別を記載することとする。

(証明書等の交付申請)

第3条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 罹災場所が分かる地図
- (2) 罹災状況を示す写真（自己判定調査を希望する場合のみ）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 被災証明書の交付を受けようとする者は、被災証明申請書（様式第2号）に次の書類を

添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 被災場所が分かる地図
  - (2) 被災状況を示す写真
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する者又は同一世帯人が行うことができる。
- (1) 罹災した住家の居住者又は住家及び非住家の所有者
  - (2) 被災した車両等の使用者又は所有者
  - (3) その他町長が適当と認めた者
- 4 第1項又は第2項の規定により申請書を提出する者は、町長に対し、本人であることを確認できるものを提示しなければならない。
- 5 前2項の規定による申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は委任状（様式第3号）を提出しなければならない。
- （証明書等の交付）

第4条 町長は、前条第1項の規定により住家の罹災証明書の交付の申請があった場合は、内閣府の定める災害に係る住家の被害認定基準運用方針その他国の定める基準に基づき被害状況の現地調査等を行い、罹災証明書（様式第4号）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、申請者が自己判定調査を希望する場合、前条第1項第2号の写真により、被害状況を確認できるときは、現地調査等を省略することができる。

- (1) 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判断できる場合
  - (2) 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
  - (3) 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合（第2条第2項の被害の程度のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定とする）
- 2 町長は、前条第1項の規定により非住家の罹災証明書の交付の申請があった場合は、必要に応じて被害状況の現地調査等を行い、罹災証明書（様式第5号）を交付する。
- 3 町長は、前条第2項の規定により被災証明書の交付の申請があった場合は、申請内容を

確認し、適当と認めるときは、被災証明書（様式第6号）を交付する。

（証明書等の交付の特例）

第5条 証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって前条の証明書等の交付に代えることができる。

（再調査）

第6条 第4条第1項及び第2項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について不服があるときは、再調査申請書（様式第7号）により、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に再調査を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、申請内容を確認し、適当と認めるときは、再調査を行う。

（手数料）

第7条 証明書等の交付に係る手数料は、三種町手数料徴収条例（平成18年三種町条例第70号）第7条第1項第5号の規定により免除とする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、証明書等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年11月13日告示第83号）

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 罹災証明申請書

年 月 日

三種町長

申請者 (世帯主)	住 所	
		電話番号
	(現在の連絡先)	
		電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	
		電話番号
	(ふりがな) 氏 名	
		申請者との関係

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---	--

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象になる住家）。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入）
-------	---

写真による 被害区分の 判定（※）	<input type="checkbox"/> 希望する（写真を添付） <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合  
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

様式第2号（第3条関係）

## 被災証明申請書

年 月 日

三種町長

申請者	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	氏 名	

所有者 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	氏 名	

被災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災場所	
------	--

被災物件	
------	--

被災内容	
------	--

備 考	
-----	--

本書は、「被災した事実」を証明するための申請であり、災害対策基本法に基づく罹災証明書\*の申請ではありません。

\*罹災証明書：住家（現実に居住のために使用している建物）の災害の程度を証明する書面

様式第3号（第3条関係）

## 委任状

三種町長 様

（代理人）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記代理人に

罹災証明書及び被災証明書の交付申請及び受領

罹災証明書に係る再調査申請

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（署名又は記名押印）

※記入する全ての項目は、委任する本人が記入してください。

様式第4号（第4条関係）

証明番号 ー

## 罹災証明書

世帯主住所	三種町					
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

三種町長



様式第5号（第4条関係）

非住家用

証明番号 ー

## 罹災証明書

申請者住所	
申請者氏名	
罹災原因	
罹災物件 所在地	
罹災物件の 種類	
申請者と 罹災物件の関係	
建物の被害の 程度	
浸水等区分	
備考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

三種町長

Ⓜ

様式第6号（第4条関係）

証明番号 ー

**被災証明書**

申請者住所	
申請者氏名	
所有者住所	
所有者氏名	

被災原因	
------	--

被災場所	
被災物件	
被災内容	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 三種町長

㊟



## 関連資料

### 関連資料－1 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

○洪水浸水想定区域等内にある要配慮者利用施設（8施設）

No	施設名称	住所	電話番号	想定浸水深
1	特別養護老人ホーム美幸苑	鵜川字西本田 82-1	72-1231	0.5～3.0m 未満
2	グループホームいしくら	森岳高田 21-7	74-5805	0.5～3.0m 未満
3	山本保育園	森岳字御休下 227	83-2247	0.5m 未満
4	佐藤医院	森岳字町尻 13	83-2326	0.5m 未満
5	八竜中学校	鵜川字西本田 10	85-2225	0.5m 未満
6	嶋田歯科医院	森岳字小狭間 155	83-3318	0.5～3.0m 未満
7	子育て交流施設みっしゅ	豊岡金田字森沢 1-2	74-7758	0.5～3.0m 未満
8	三種たつのご保育園	鵜川字西本田 63	85-2030	0.5～3.0m 未満

○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（3施設）

No	施設名称	住所	電話番号	土砂災害の種類
1	養護老人ホームやまもと	森岳字上台 11-3	83-2221	土石流
2	森岳温泉病院	森岳字木戸沢 199	83-5111	急傾斜地
3	山本中学校	森岳字関ノ台 18	83-2302	急傾斜地